

令和6年3月定例会 まちづくり常任委員会会議録	
招 集 月 日	令和6年3月5日（火）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	令和6年3月5日（火） 午前8時57分
閉 会 日 時	令和6年3月5日（火） 午後5時31分
委 員 長	橋 本 稔
委員会出席委員	
委 員 長	橋 本 稔
副 委 員 長	織 田 京 子
委 員	秋 谷 修 金子 雄 一 矢 島 洋 文 小 泉 晋 史
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 3 0 号	鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 1 号	鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 2 号	市道の路線の廃止について	原案可決
第 3 3 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 3 4 号	鴻巣市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 3 5 号	鴻巣市上水道給水条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 7 号	令和 5 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 1 号）	原案可決
第 3 8 号	令和 5 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 3 9 号	令和 5 年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第 4 号）	原案可決
第 4 0 号	令和 5 年度鴻巣市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 4 1 号	令和 6 年度鴻巣市一般会計予算	原案可決
第 4 4 号	令和 6 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第 4 5 号	令和 6 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第 4 7 号	令和 6 年度鴻巣市水道事業会計予算	原案可決
第 4 8 号	令和 6 年度鴻巣市公共下水道事業会計予算	原案可決
第 4 9 号	令和 6 年度鴻巣市農業集落排水事業会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

（都市建設部）

都市建設部長	三 村 正
都市建設部副部長	五十嵐 剛
都市建設部副部長	矢 部 正 樹
都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長	山 崎 淳 一
都市建設部参事兼市街地整備課長	秋 山 信 行
都市建設部参事兼道路課長	小 林 勝

建築住宅課長

都市計画課副参事

都市計画課・産業団地プロジェクト副参事

道路課副参事

道路課副参事

道路課副参事

(上下水道部)

上下水道部長

上下水道部副部長

上下水道部参事兼下水道課長

経營業務課長

水道課長

水道課副参事

下水道課副参事

吹上支所長

川里支所長

中 島 隆 晶

林 信 敏

島 田 幸 男

宮 澤 祐 紀

田 口 裕 一

酒 井 孝 之

中 根 治 人

大 堀 勝 彦

堀 岳 夫

伊 藤 正 一

山 崎 眞 也

大 網 岳 志

関 根 好 一

岡 田 和 弘

山 縣 一 公

書 記 佐 伯 幸 子

書 記 大 谷 直 樹

（開議 午前 8 時 5 7 分）

（委員長）ただいまより本日の会議を開きます。

説明は終わりましたので、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（矢島）おはようございます。それでは、順次質疑させていただきます。初めに、33ページ、道路橋りょう使用料、市道及び水路敷占用料についてお伺いします。この占用料について、金額の大きなものから何点か上げていただきたいと思います。また、占用料の算出の根拠についてお伺いいたします。

（都市建設部参事兼道路課長）令和4年度でよろしいでしょうか。まだ5年度が出ていません。4年度の実績で報告させていただきます。

占用料の大きなものです。まず、東京ガスネットワークさん、ガス管のほうで入っております。その次にNTT東日本さんが電柱。あと、ネットワークケーブルです。あと、3つ目に東京電力パワーグリッドさん、電柱と地中管が大きなものとなっております。

占用料の根拠です。算出根拠ですけれども、占用料の算出根拠は、道路法第39条の規定に基づく占用料の徴収に基づきまして、鴻巣市道路占用料徴収条例第3条を設け、占用料の徴収を行っている状況です。

以上です。

（矢島）この占用料の改定の時期というのは、また改定のスパン等お聞かせください。

（都市建設部参事兼道路課長）本市においては、合併以降から変更はしておりません。あと、直近でいえば、国のほうが令和3年度の固定資産税評価額の変更、地価に対する資産の水準の変動等を反映し、令和5年4月1日に改正し、占用料の変更を行っております。

以上です。

（矢島）その国の動向も踏まえて本市の占用料の改定というのは考えているのか、また考えなければならないと思いますが、見解を伺います。

（都市建設部参事兼道路課長）占用料の改定ですけれども、国のほうが令和5年4月1日改正、さいたま市のほうも今年度、令和6年4月1日

に改正予定とお伺いしております。その中で、近隣市のほうを見ますと、固定資産評価額の変更に伴う占用料の変更はしばらく行われてない状況でございます。県のほうも、埼玉県道路占用料徴収条例を見ますと、県内の地域別の占用物件の所在地区分というのがございまして、その中で鴻巣市が熊谷市、行田市、加須市、東松山市と同じ第3級地というところに指定されております。県に準じたその3級地の占用料を見ると、現在の鴻巣市の占用料のほうはおおむね同様な占用料と捉えておりますので、今現在は変更する予定はございません。

以上です。

（矢島）非常に財政状況が厳しい中ですので、しっかりと占用料については精査をして、遺漏のないようにしていただきたいのと、これはもう横並びでしかやっぱり考えられない、占用料については横並びでしか考えられないのか。例えば市独自で、当然条例の規定もあるわけですから、市独自の算出方法、定期的な改定というのは今後考えられないのか、見解を伺います。

（都市建設部参事兼道路課長）やはり占用料の改定に当たりましては、国のほうも固定資産税の評価額ですとか、地価の水準のほうに伴って変動している状況でございます。その中で、やはり近隣市の動向を注視しながら、本市のほうも行っていきたいと考えております。

以上です。

（矢島）それでは次に、同じく33ページです。住宅使用料についてお伺いします。

まず、住宅使用料について、今回の質疑の中でも何件かはお聞きしたのですけれども、8団地の入居率についてまずお伺いするのと、使用料の収納率について伺います。

（建築住宅課長）まず、市営住宅8団地の入居率でございますけれども、令和6年の1月、今年の1月31日時点で73.1%でございます。また、収納率ということですが、今年度の収納率、1月分までの収納率で約82%でございます。

以上です。

（矢島） 8 団地のそれぞれの入居率というのは分かるのでしょうか。分かったらお答えいただきたいのと、収納額の大きいケース、どのくらいの滞納額が 1 件当たりあるのか。大きいほうから 3 つくらいお聞かせいただきたいと思います。

（建築住宅課長） 各団地の入居率ということでございますけれども、すみません、ちょっと率が出ていないのですが、現在の入居数を全部申し上げればよろしいですか。

（委員長） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前 9 時 0 4 分）

◇

（開議 午前 9 時 0 5 分）

（委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（建築住宅課長） それでは、登戸団地から申し上げます。登戸団地が、管理戸数 64 戸に対して、入居、これ全部 1 月の 31 日時点なのでございますけれども、入居個数が 63 戸です。宮前団地が、管理戸数 22 に対して入居個数が 20 です。松原団地が、65 の管理戸数に対して 46。小松団地が 36 に対して 22。人形町団地が 51 に対して 49。新宿団地が 12 に対して 9。それと、入居募集停止している原馬室第 2 団地、これが管理戸数 8 に対して 4。下谷団地が 92 に対して 43。以上でございます。

それと、すみません、滞納額の大きいケースということでございますけれども、平成 24 年、過年度から滞納している方で大きい方がいらっしやいまして、この方が過年度と現年度合わせまして約 30 万円。それと、今年度、令和 5 年度のみで高額な滞納をされている方がお一人いらっしやいまして、この方が約 35 万円という状況でございます。

以上です。

（矢島） その高額滞納者についての収納見込みというのはあるのでしょうか。

（建築住宅課長） 過年度から滞納されている方については、計画的に過年度分のほうから滞納の納付をしていただいております。昨年度については約 9 万円です。今年度については約 6 万円の金額を納付していた

だいて、着実に納付のほうはしていただいていると。

（矢島）公営住宅の性格上、かなり福祉的な要素が強い施設です。そういう中で、やはり滞納者に対する対応とかというのは非常に難しい部分があるのかなというふうに感じているところです。その辺の職員の教育、指導、研修等についてはどのように行っているのか。建築部門と若干性格が違う要素も多々あるかと思うので、その辺の職員教育についてはどのようにされているのか伺います。

（建築住宅課長）平成26年から鴻巣市市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱というものをつくりまして、その中で、滞納した方に対しての督促、あとは滞納が何か月も続いた場合には催告、再催告、そして保証人に協力依頼を行ったりしながら滞納のほうを整理するというような内容の処理をつくりまして、それに従って滞納整理のほうは進めている状況でございます。

（矢島）それでは、次です。285ページ、建築確認事業の中の役務費、建築基準適合判定資格者検定講習会受講料について、この資格そのものについてどういう資格なのかということと、現在のこの資格を有している方、市の職員何名くらいいるのか、令和6年度に受講される方の人数についてお伺いします。

（建築住宅課長）この建築基準適合判定資格者という資格につきましては、建築士の設計に関わる建築物が建築基準関係規定、建築基準法の規定等に適合するかどうかを判定するために必要な知識及び経験について、その能力の判定を行う資格、検定でございます。受検資格が1級建築士取得者ということで、専門的で難易度が高い検定となっております。

あと、現在の資格取得者ということでございますけれども、こちらは1名です。令和6年度のこちらの講習の受講者については1名を予定しております。

以上です。

（矢島）より専門的な知識の習得をするということは大変いいことだと思うのですが、この資格を取得することで、その資格の重み等々で、例

えば人事異動に対する影響とか、そういうものはないのかということと、この資格が絶対必要なのかどうなのかということと、今後有資格者を何名にしていきたいのかという３点についてお伺いします。

（建築住宅課長）まず、こちらの資格が必要なのかどうかというところからなのですが、この建築基準適合判定資格者につきましては、市が特定行政庁として業務を行うのに必要な建築主事という資格があるのですが、こちらの建築主事となるための基になる資格の要件になります。今特定行政庁として行っている業務は建築基準法関係の業務、また長期優良住宅、あと低炭素だとか省エネ法、あと景観法等に関する、そちらの法律に関する業務を行っておるのですけれども、こちらが特定行政庁が行う業務となっておりまして、こちらの業務を行う上で、この資格者は必要となっております。

あと、人事異動についてということなのですが、今のよう形で特定行政庁としての必要な資格となりますので、建築関連部署にやはり１人は配置が必要になってくるという点では、１人というのはちょっと少ないというふうに考えておりまして、目標有資格者ということでございますけれども、現時点で１名でございますので、当面は複数名を目指したいと考えております。

以上です。

（矢島）なくてはならない資格なのということが分かりました。ちょっと私も勉強不足だったのですけれども、なくてはならないというのが分かりました。目標としては、課に２名を今後も配置をし続けていきたいということです。令和６年度に１名、講習を受けて資格の取得を目指すわけですが、今後どういうふうにこの受講をさせていきたいのか。というのは、人事異動の先ほど答弁がありましたけれども、人事異動の絡みとも密接に関連をしてしまいますが、計画的な講習会への参加というのを考えているのでしょうか。それとも、その都度、やはり複数名を確保するために、その年度その年度考えていくのか、計画的に考えているのか、どちらでしょうか。

（建築住宅課長）こちらの資格については、現在今１名の講習というこ

となのですけれども、まずは先ほど申し上げましたように 1 級建築士が資格要件になりますので、原則やっぱり 1 級建築士の資格を持っている方にこの講習を受けていただいて、取得していただきたいと考えておるのですけれども、1 級建築士自体が少ない状況でございますので、まず 1 級建築士を取得の意欲がある者についてはこちらの講習のほうも受けていただいて、建築士が取得できたらスムーズにこちらの検定のほうも受検していただける準備をする上で、講習を受けていただきたいと考えております。

以上です。

（矢島）それでは、285 ページの一番下です。後退用地測量分筆等補償事業のところなのですが、この後退用地測量分筆等補償料というふうになっているのですが、どんな事業なのか。補助金ではなくて補償料ということなので、どんな理由なのか伺いたします。

（建築住宅課長）名称は補償ということになっておりますけれども、こちらは建築基準法の 42 条の 2 項道路において、建築法に係る後退用地について分筆後、市に道路寄附をしていただいた場合、その分筆するのに必要となった測量分筆、登記にかかった費用をお支払いというか、市のほうで出している状況なのですけれども、名称のほうは補償という形になっていきますけれども、実質補助のような形の内容になってございます。以上です。

（矢島）昨日の説明の中でその 2 項道路の話もお伺いをしたのですけれども、名称はともかくというか、名称は重要なのではないのでしょうか。これが補償なのか、補助なのかという。ともかくとはできないのではないのでしょうか。補助だったらやっぱり補助金とすべきであり、補償だったらやはり補償にすべき。名称がともかくというのはちょっと当てはまらないかなと思うのですけれども、見解を伺います。

（建築住宅課長）こちらの要綱のほうは、すみません、平成 9 年にこの事業を始めてはいるのですけれども、その当時からの後退用地分筆等補償事業という名称で行っておりまして、申し訳ございません、この補償という意味合いがどのような形かというのは今把握しておりませんの

で、ちょっと検討させていただきたいと思います。

（矢島）今検討していただけるということだったのですけれども、この補償、補填及び賠償金なのか、負担金、補助及び交付金なのか、その辺のほうを今後検討していただくということで、確認ですけれども、よろしいでしょうか。

（建築住宅課長）検討してまいります。

（矢島）それでは、293ページです。河川総務費庶務事業の中の負担金、補助及び交付金ですが、ここに4つの負担金がありますが、この4つの負担金の、4つの団体の活動の目的、活動内容、そしてこの3年間の協議テーマとこの団体の協議の中で何が決定されたのか伺います。

（道路課副参事）河川総務費庶務事業の負担金、補助及び交付金についてご説明いたします。

それぞれの協会、それと同盟会についてご説明させていただきます。まず、埼玉県河川協会につきましては、埼玉県ほか県内の市町村が加盟しております。活動目的といたしましては、治水や利水に関する有効な方策を研究し、河川の認識を深めるとともに、河川事業の促進を図ることや関係者間の連絡調整を図ることを目的として、埼玉県が事務局を務めております。主な活動内容といたしましては、理事会や総会のほか、河川愛護月間のポスターの作成やチラシの配布などの啓発活動を行っております。それと、河川に関する講習会、研修の実施となっております。直近3年間の主な協議テーマですが、1つ目としまして、現状を踏まえた水害リスクへの対応力強化、2つ目としまして、流域治水の推進、3つ目は、川の再生に向けた取組、その3点などについてテーマとして勉強会等を行っております。

続きまして、中川・綾瀬川流域改修促進期成同盟会ですが、こちらは埼玉県ほか流域市町が加盟しております。活動目的としましては、本流域における河川改修工事の促進や、流域が一体となった総合治水対策の実施を目的としております。主な活動内容としましては、理事会や総会のほか、自民党本部や国土交通省に対しまして河川改修などの要望活動を行っております。直近3年間における主な協議テーマとしまして、1つ

目は、治水事業予算の大幅な拡充と、2つ目、流域内における施設整備の促進、3つ目としまして、令和元年台風で浸水被害の生じた地域における事業実施のための予算拡充でございます。それと、令和5年の台風2号によりまして、越谷市などで被害を受けましたことから、河川の改修の要望を行っております。

続きまして、荒川上流改修促進期成同盟会につきましてご説明いたします。こちらは、県内流域市町が加盟いたしまして、その首長と議長で構成されております。活動内容としましては、河川改修の促進や水防協力体制の強化、良好な河川環境の形成とその利用を図ることを目的としておりまして、こちらは熊谷市が事務局を務めております。主な活動内容としましては、幹事会や総会のほか、国土交通省に対する河川改修の要望活動や調査研究を行っております。直近3年間の協議テーマとしまして、主に河川関連予算の拡充のほか、災害時の支援体制の強化、樋管の早期改修、自然環境に配慮した整備について要望しております。

最後に、江川改修促進協議会についてご説明いたします。こちらは、鴻巣市、桶川市、上尾市、北本市の4市で構成されております。活動目的としましては、江川の改修促進のために必要となる事業を行うことを目的としております。主な活動内容としましては、担当者会議、総会のほか、国土交通省や埼玉県に対する要望活動を実施しております。直近3年間の協議テーマとしまして、平成27年に発生しました台風で増水した河川に流された高校生が亡くなるという大変痛ましい事故がございまして、令和元年台風19号で発生した氾濫など、そういった被害を受けまして、継続した予算の確保と事業の推進、江川中流域河川整備計画の速やかな策定や樋管の改修、排水機場設置の検討を要望しております。

こちらの4つの団体なのですが、それぞれ決定事項につきましては全ての団体で共通しておりまして、予算、決算、事業、役員の選任となっております。こちらの同盟会や協議会は、流域治水の考え方の下、流域に関わるあらゆる関係者が協働して水害対策を行うこととして、関係する自治体が一体となって活動しております。

以上でございます。

（矢島）まず、1つ目の埼玉県河川協会に関してのことなのですが、この中で流域治水についての検討も行われているという答弁でしたが、治水、利水の中での流域治水についての検討も行われたということですが、この中で川面調節池のことについては何かしらの検討がされたのでしょうか。1点。

それから、次の中川・綾瀬川流域の団体ですが、この中で自民党や国に要望活動を行ってきたということですが、ここではどのような要望を行ったのかということと、先ほどと同じように、この期成同盟会の中で川面調節池については何かしらの協議なりが行われたのかということをお伺いします。

（道路課副参事）お答えします。

まず、埼玉県の河川協会の関係の中で、川面調整池（P.9「調節地」に発言訂正）の検討がされたのかということなのですが、こちらの協会につきましては特に川面調整池（P.9「調節地」に発言訂正）の議題といますか、そういった話題は出ておりません。

それと、中川・綾瀬川流域の改修促進期成同盟会の中の要望事項ということなのですが、こちらもやはり主に、大枠になってしまうのですが、河川改修、どの団体も一緒だと思うのですが、河川改修工事を促進することや、総合治水といますか、そういった形で治水関係というようなものを要望内容としております。それと、こちらにつきましても川面調節池の議題というものは出ておりません。

以上です。

（矢島）そうですか。びっくりしました。

（道路課副参事）申し訳ありません。先ほどの発言の中で、「川面調節池」と発言するべきところを「川面調整池」と発言してしまいました。川面調節池と訂正をお願いいたします。

（委員長）ただいまの訂正はご了解お願いいたします。

（矢島）まさか何も議題にも上らなかったというのは非常に驚きですし、逆に鴻巣市側からこれを議題として上げようとはしなかったのでしょうかということと、埼玉県の河川協会では流域治水の検討だという答弁で

したが、中川・綾瀬川の期成同盟会に関しては総合治水だと答弁だったのですけれども、これはしっかりと使い分けているのでしょうか。流域治水と総合治水というのは使い分けてご答弁されているのでしょうか。流域治水と総合治水をしっかりと使い分けて、それぞれの団体は検討、協議、調整等を行っているのでしょうか。その２点についてお伺いします。

（道路課副参事）中川・綾瀬川の同盟会の中で川面調節池の協議がされていなかったということなのですけれども、この中川・綾瀬川流域の場合は、鴻巣市の場合は元荒川の下流が中川となっておりまして、当然流域治水の中で川面調節池等も流域全体で考えていくという中では必要なものとして、鴻巣市も必要な施設として考えております。

それと、流域治水と総合治水の違いはどういった形で捉えているのかということなのですけれども、以前は総合治水対策という形で対策をしていたのですけれども、現在は流域治水、ほぼイコールというような捉え方で現在は流域治水というもので行っていくというところで考えております。

以上です。

（矢島）河川に関するそれぞれの団体に、特に中川・綾瀬川の促進期成同盟会の関係なのですけれども、答弁にもあったとおり、上流に元荒川があって、今まさに川面調節池という話も出てきている中で、このような果たして対応でよろしいのかどうか。もっと積極的にいろいろな情報収集、それから様々な調整、要望、意見交換等をしていく必要があったのではないかと思うのですが、令和６年度に関してはどのような市としては考えを持っているのか、相当強い意思を持って臨んでいただきたいのですが、見解を伺います。

（都市建設部参事兼道路課長）矢島委員がおっしゃるとおり、川面調節池は本市のみならず、下流域に関しても大きな影響を与えます。その中で、河川協会ほか河川の関係でそういうような会議等、協議会等ありましたらば、こちらのほうも踏まえて検討していくように市としても発言をしてまいりたいと思います。

以上です。

（矢島）続きまして、297ページ、都市計画決定・変更事業の14節の工事請負費、生産緑地の標識の関係ですが、設置と撤去の工事費がここに見込まれていますけれども、特定生産緑地の指定が終わって、特定生産緑地が増える、前の生産緑地に比べて増えていないと思うのですが、そうすると撤去費のほうが、費用というか件数が多くなるのは分かるのですが、けれども、新たに設置をするというのはどんな理由から。先ほど言いましたように、減るのに、新たに設置というのはどういうことなのかなということと、この工事の費用の内訳というか詳細を、どのくらいかかるのか、算出の根拠についてお聞かせいただきます。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）お答えいたします。

まず、設置工事のほうからお答えさせていただきます。設置工事につきましては、設置箇所が6か所ございます。その設置の場所につきましては、全て吹上地域の北新宿第二土地区画整理事業地内でございます。この設置をさせていただく理由なのですが、現在指定されております生産緑地が、仮換地に伴いまして1つの地区が複数地区、いわゆる2地区とかに分断されたケースがあったり、また2つ、複数地区が1つに集約されるケースがございましたので、これを新たに設置するものというところでございます。

続きまして、撤去についてなのですが、件数が53か所ございます。対象とする場所につきましては、鴻巣地域の大字鴻巣、箕田、田間宮、馬室地内でございます。それと、先ほど申し上げました北新宿第二土地区画整理事業地内を対象としています。これは、番号変わるために撤去して、新たに設置するために撤去するものでございます。撤去の理由なのですが、鴻巣地域につきましては、令和4年の12月に30年経過いたしましたので、これの指定解除によるものでございます。北新宿第二土地区画整理事業地内につきましては、2つが1つになったり、あるいは1つが分断されることに伴います、番号が変わるためというところでございます。

それとあと、予算の内訳ということだったと思うのですが、まず設置工事につきましては、1か所については見積りによるところですと9万5,600円掛ける6か所となります。撤去工事につきましては、1本4万円掛ける53か所というところでございます。撤去につきましては、処分と運搬費も含まれているところでございます。

以上です。

（矢島）仮換地ということで、私はそこまで気がつかなかったのですが、よかったです。ただ、この撤去（P.16「設置」に発言訂正）に1か所9万というのは、ちょっと大き過ぎやしないかなと。これは何の根拠もないのですが、感覚として言うては行けないのかもしれないのですが、1か所9万というのはかなり高額なような気がするのですが、実際見積りの中身を確認して、妥当だから予算計上しているのだと思うのですが、見積り見たときの感想、どう思われたか。こういう質問はしていいのかどうか分からないのですが、この9万についてはどんな見解を持っているのかお伺いします。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）設置につきましては、現在既存の施設、標柱については、標柱の高さが約1メートルあって、その中には既存のもので基礎コンクリートが約30センチ四方のものがあって、1本当たりおよそ50キログラム相当のものになります。これ当然特殊なものですので、なかなか一般的には受注があるようなものではないかと思しますので、金額の妥当性についてはなかなか言い難いところもあると思うのですが、必要とされる金額であるというふうに捉えております。

以上です。

（矢島）次に、299ページ、街路事業費庶務事業なのですが、これの埼玉県街路事業負担金、この中身について詳細を伺います。

（道路課副参事）埼玉県街路事業負担金につきましてご説明いたします。埼玉県街路事業負担金は、地方財政法第27条に、都道府県が行う土木その他の建設事業で、その区域内の市町村に対し、その要する経費の一部を負担させることができるとされております。今回は、中山道線の深井

工区、それと中山道線の雷電工区、その2工区ということで負担金のほうを計上しております。まず、中山道線、深井工区につきましては、深井2丁目交差点は鴻巣市と北本市の行政界でありまして、一般県道鴻巣桶川さいたま線と主要地方道さいたま鴻巣線、市道A-1029号線が交差する箇所でございます。この交差点は、交通量が増加傾向でありまして、右折帯が整備されていないこともありまして、慢性的な交通渋滞が発生しております。また、歩道が整備されていない区間でもあります。埼玉県北本県土整備事務所では、この整備に当たりまして令和5年度に詳細設計を実施しまして、令和5年度（令和6年3月11日開催令和6年3月定例会まちづくり常任委員会「令和6年度」に発言訂正。）は委託料として用地測量を予定していると伺っております。

続きまして、中山道線、雷電工区の事業内容ですが、こちらは一般県道鴻巣桶川さいたま線の鴻神社前の交差点は、三谷橋大間線のJR高崎線アンダーパスが開通しましたことにより、熊谷方面からの右折車両が増加しまして、朝夕を中心に交通渋滞が発生しております。北本県土整備事務所では平成27年度から交差点改良に着手しておりまして、令和5年度は暫定的な右折非常帯の整備を実施しておりまして、令和6年度は東京電力やN T Tなど占有者の支障物件の移設工事を予定していると伺っております。

以上です。

（矢島）次に行きます。311ページ、土木費の中の住宅管理費全体なのですけれども、市営住宅、公営住宅の設置の根拠ですけれども、今さら申し上げるまでもないと思うのですけれども、憲法第25条で保障された生存権の関係で、衣食住の住を供給するものだというふうに認識をしております。多分に、先ほど申し上げましたが、福祉的要素が強い施策であると思います、入所基準もそうですし。そういう中で、福祉部門との連携というのはどのように図っているのかということと、この市営住宅については設置管理条例ではなくて管理条例という条例を作成しているのですけれども、一般的に施設の場合には設管条例と言われているように設置管理条例、設置が頭につくのですけれども、市営住宅に関してはこ

の設置がない管理条例とした理由について説明をお願いします。

それから、現在の市営住宅、老朽化が進んで修繕を繰り返しているという話はもう伺っているのですけれども、今後どうしていくのか。当然公営住宅を設置していない自治体もあるわけで、そういう中で本市としてはこの公営住宅についての基本的な考え方というのは今後どうしていくのかということと、あと本市の市営住宅の中で耐火性を有しない建物というのはどのくらいあるのか伺います。

もう一つは、公営住宅法の中で、公営住宅というのは借り上げ方式もしようと思えばできると私は理解をしているのですけれども、鴻巣市は借り上げ方式については一切考えないのか。ずっと自前で今後も運営していくのかどうか、その点をお伺いします。

（建築住宅課長） それでは、何点かご質問いただきましたので、順次お答えしたいと思います。

まず、福祉部門との連携ということでございますけれども、これは個々のケースになってくるのですけれども、入居者あるいは入居に困窮している方でこれから入居を希望される方などについては、福祉部門を通じて公営住宅の入居相談などを受けておりまして。あと、入居されている方について生活保護とかになられている方については、住宅の扶助費からの納付ということで連携を図っております。また、高齢の方など増えておりますので、安否確認のケースが増えております。そのようなときも、福祉課と連携して対応に当たっております。

次に、設置管理条例ではなく管理条例となっている理由ですけれども、確かに他市町村とかでは、県内で確認できているのが、13市では設置及び管理という形の条例名称になっているのです。本市についてはそうなのはいいのですけれども、条例の第1条のほうで、条例の見出しのほうで設置というふうになっておりまして、こちらでは、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃借した転借する住宅について、市営住宅及び共同施設を設置するという形で、きちんと設置についての条項が入っておりますので、こちらについては支障はないのかなというふうには考えております。

次に、耐火性能を有しない建築物についてでございますけれども、こちらは原馬室第2団地に木造の団地が3棟ございますけれども、こちらのほうは耐火性が現時点でないという状況になっております。

次に、現在の住宅をこのまま続け、住宅の戸数を維持していくのかというお話でございますけれども、現在公共施設総合管理計画ということで、この中で更新の検討であったりとか維持管理という形の位置づけがされておまして、今のところ規模縮小ですとかそういった形の計画等はない状況でございますので、当面は今の戸数を長寿命化とかを図りながら維持管理していくということになるかなとは考えております。

それと、借り上げの関係でございますけれども、こちらについては今公営住宅長寿命化計画という計画を改定しているところなのですが、こちらの中で公的な支援により居住の安定を図るべき要支援者数というものを算定しておまして、こちらの数についてを見ますと、現在の市内の公営住宅、市営住宅、県営住宅を合わせた数で一応充足しているというような形にはなっておりますけれども、それらも踏まえて現在は、先ほど申し上げたように今の住戸数をそのまま継続していくというのは当面行っていききたいと。今後、新たに整備しなければいけない、あるいは建て替えしなければいけないという検討に至ったときには、当然この借り上げ方式がメリットがあるのか、あとは直接建設方式にメリットがあるのかというのを比較検討しながら調査研究をしていくということになると考えております。

以上です。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時50分)

(開議 午前10時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

矢島委員より発言を求められましたので、許可いたします。

(矢島) お願いいたします。

生産緑地指定の標識ぐいに関して、私、「設置が9万円」と申し上げるところを「撤去が9万円」と申し上げてしまいました。おわびして訂正をさせていただきます。よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

（委員長）ただいまの訂正の申出はご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（小泉）それでは、まずページが123ページの交通安全施設整備事業、ミラーとか道路の道路標示を塗り替えとかということで説明があったのですけれども、ホームページに昨年9月14日の更新になっているのですけれども、道路等の不具合通報はということで、ホームページから通報ができるようになっているかと思うのですけれども、その今現状の数字、何件ぐらい通報があったのかを教えてください。

（道路課副参事）道路の不具合の損傷等をホームページで掲載しているシステムを使って、ちょっと全てがあれなのですけれども、カーブミラーの損傷については多分届出は今までなかったかと思います。道路の穴だとか、そういうことの届出はありましたけれども、カーブミラーがちょっとはっきり数字……

（何事か声あり）

（道路課副参事）申請件数ですか。

（全体のでいいですの声あり）

（道路課副参事）全体の件数ですと、はっきりちょっと今数字を持っていないので、調べて確認いたします。（P.45 発言訂正あり）

（小泉）件数は、ではそういうことであれなのですけれども、その進捗状況というのですか、その辺というのは分かりますでしょうか。

（道路課副参事）届出があったものについては、確認次第、まずその日に現地を確認しまして、職員の対応ですぐできるものであればその日に修繕、業者に発注するものであれば速やかに発注して、要望いただいたものについては全て今は完了済みというふうになっております。

（小泉）全て完了済み。その程度の具合にもよると思うのですけれども、ここに書いてある道路の不具合、本当に道路が波打っているよとかいうのであれば本当の道路改修とかという部分になってしまうかと思うの

ですけれども、本当路面標示の塗り替えというのは、正直なところを言えば結構あると思うのですけれども、その辺の対応についてということであれば、せっかくホームページを使っている部分という部分で、市民の方がどうしてもいけないという部分で写真撮って送ったときに、その辺の対応というのは道路の路面標示とかというのであれば対応することは可能なのでしょうか。

（道路課副参事）路面標示の塗り替えにつきましては、予算の範囲内で行っておりますので、必要に応じて、今年度もそうですけれども補正予算を計上するとか、予算措置をして対応しております。

以上です。

（小泉）それでは、次が295ページの河川・水路維持管理事業の件なのですけれども、その遊水池の清掃委託料が100万円あるかと思うのですけれども、これというのは全体の遊水池のことなのか、どこか特定の遊水池の清掃なのか、その辺を伺います。

（道路課副参事）遊水池清掃委託料につきましては、1つは毎年行っているものとして吹上の団地のところにあります遊水池、こちらの清掃につきましては毎年1回行っております。これ合併前からずっと継続して行っているものでございます。それ以外に、現在道路課のほうで管理しています遊水池の中から1か所ないし2か所を、現地を確認した上で堆積の多いものを清掃しているということでございます。

以上です。

（小泉）団地というのは、大芦小学校と富士見のところの草があるというか緑があるところというのですか、その部分ということでしょうか。

（道路課副参事）おっしゃるとおり、大芦小学校の横にある足立の1号排水に接続しているところの遊水池でございます。

（小泉）その遊水池も、この間の6月議会の際に北新宿の今年予算が出ている（仮称）北新宿公園でしたでしょうか、そのところの公園と遊水池をちょろっと見学に行ったかと思うのですけれども、そのときにやっぱり中のごみというのですか、どこまでたまればいいのかという部分

と、見た目がよくないというと投げ捨ててしまう人もいるかと思うのですけれども、その辺の定期的な、ほかの遊水池もしかりなのですけれども、その辺のごみの清掃という部分は、どのタイミングというのですか、そういうふうな計画とかというのはあるのですか。

（道路課副参事）道路課で管理している遊水池につきましてはパトロール等を行って、あと草とかも生えたりしますので、確認した上で、堆積が多い場合は、職員で行えるものは適宜行っている状況でございます。北新宿の遊水池につきましては、下水道課が所管になりますので。以上です。

（上下水道部参事兼下水道課長）北新宿地内の北側生涯施設の脇の調整池のしゅんせつの件でございますが、そちらのしゅんせつについては昨年度で4池の清掃は完了してはいますけれども、その頻度につきましては、当然ごみ、それから土砂がたまりますと当然、あそこは開口になっておりますので、臭い等も発生します。そういったことから、定期的に行っている状況でございます。以上です。

（小泉）定期的に行っているということは、毎年1回とか何年に1回とかという、そういうスパンでやっているのか、それとも点検しに行ったときに目視で見たときにやっているのか、その辺のサイクルというのですか、教えてもらっていいですか。

（上下水道部参事兼下水道課長）サイクルということでございますが、実際土砂等がたくさんたまりますと当然、下流部にポンプがございますので、そういったものに影響ない程度に、目視で確認しながら清掃のほうを実施している状況です。以上です。

（小泉）ということは、定期的にはなくて、目視で見たりしてということでもいいのですか。

（上下水道部参事兼下水道課長）目視等によって確認をしまして、必要があれば当然予算措置をさせていただきますして、清掃のほうを行っている状況でございます。

以上です。

（小泉）それでは、299ページの駅施設等維持管理事業なのですけれども、その駅のトイレ的な部分、今後の展望をちょっとお聞かせ願いたいのですけれども、トイレも公園とかでも小学校とかも洋式化とかという部分で進んでいるかとは思うのですけれども、3駅のトイレもちょっと老朽化が進んでいる場所と洋式化という部分で市民の方から相談があるのですけれども、その辺は今後どのような考えがあるのか伺います。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）お答えいたします。

3駅のトイレにつきましては、現状、包括によって清掃などの維持管理を行っている状況でございます。現状におかれましては、特段、洋式並びに和式が混在しているような状況かと思えますけれども、和式を洋式化にするというような計画におかれましては、大変申し訳ないのですが、現状は改修の予定は現時点では考えておりません。

以上です。

（小泉）今和式から洋式化はないということなのすけれども、今後ぜひできればという。これ要望は駄目なのですね。

あと、トイレの臭い等が気になるという市民の声もあるのですけれども、その辺というのは、清掃しているということではあるのですけれども、老朽化とともに排水管が汚れたりとかという部分もあるかと思うのですけれども、その辺の管理というのはどうなっているのでしょうか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）清掃については定期的に行っておりまして、臭気につきましても不快に感じる方もおるかと思うのですけれども、それについてはそうならないような対応というか、清潔感あるようなトイレにしたいと思っております。それとあと、配管等の清掃につきましては、不定期ではあるのですけれども、トイレが詰まったりとかというときには必要に応じて対応をしているような状況でございます。ですので、定期的に清掃等というのは現時点では行っていないというようなところでございます。

（小泉）そこで、同じ事業の駅施設のところです。

鳥害対策委託料、これまたムクドリの対策だと思うのですけれども、あと関連して305ページの鳥害対策事業、街路樹維持管理事業の、このメインはムクドリの対策だと思うのですけれども、今後、駅に関しては大宮駅とかだとスピーカーみたいな音か何か、ビービー、ビービー何か、路上ライブをやっているのかって思ったときがあったのですけれども、そういう何か音が出てムクドリ対策をしているのだということを気づいたのですけれども、その辺の、人が行かなければいけないというよりは電気で音を出すというほうが、効率的なものが、先行投資はかかりますけれども、そのような対策は検討されているのか伺います。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）ご指摘のとおり、令和5年の夏頃ですか、今年度におかれましては、まさにムクドリの騒音に関する被害、ふん害というものが非常に多い状況で、それに対する苦情というのですか、改善の要望も結構受けさせていただきました。過去の取組に対する実績をちょっとここで申し上げさせていたきたいのですが、令和元年度におかれましてはピストル音というものを行ったのですけれども、効果が見られなかったと。それとあと、今現在使用しておりますムクドリが嫌がる音を発する機械、これを使って対応させてもらったところ、効果があったというところから、令和元年度からはこの異音を発生させるB Bスイーパーという機械を使用しまして定期的に行っています。これ連続して行わないと効果がないというところがございますので、夕方になってムクドリが来る時間帯を見計らって対応しているというところと、併せまして高木などに寄りつかないというのですか、しないような対応としましては、樹木の剪定も併せて行っているというような状況でございます。したがって、先ほどご質問のありました異音を発生させるような機械の固定的なものにつきましては、効果についてはなかなか我々のほうも検証が難しいところもありますので、音が出る方向が重要のようなことも伺っておりますので、人が現場で対応するほうが効果が得られるものというような考えの下、現状においてはこのB Bスイーパーを活用して、人海戦術になるのですが、現時点の対応を引き続き検討してまいりたいと思います。

以上です。

（小泉）音とともに、少し私調べたところ、ムクドリは鳥獣保護管理法で保護されているので殺すことはできないと思うのですが、フクロウの模型を設置して、長野県大町市では何かムクドリの撤去というわけではないですけれども、効果を上げているという資料があったのですが、その辺というのは検討されていることはあるのでしょうか、伺います。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）お答えいたします。

先ほど令和元年度からということで実績をご紹介させていただいたのですが、実は平成29年度と30年度にも行っておりまして、その時点におかれましてはいわゆる猛禽類の対応が効果的ではないかというところから、鷹を活用させていただいて威嚇をさせてもらったのですが、効果が見られなかったというところから、異音が出る機械をもって対応しているというところがございます。

以上です。

（小泉）その鷹というのは、本物ではなくて模型ということ。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）模型ではなくて、本物の鷹。鷹匠を手配してです。

以上です。

（小泉）鷹より強かったということですね。

それで、ムクドリの来ないように対策という部分もあるかと思うのですが、歩道なり鴻巣駅に歩くところとか、道路とともに電線にムクドリが止まって、歩道も、職員の方も駅から歩いてきている方もいると思うのですが、私もたまに鴻巣にちょっと遠征するときに歩く、遠征するときがあるのですが、そのときちょっと見るとやっぱりふんが歩道にたまったりとか、同じ会派の中西議員も北鴻巣でふんがという、北鴻巣のほうもムクドリの被害、被害と言ったらあれですが、赤見台のところとかという部分で、ふん害という部分もあるかと思うのですが、その辺の歩道、道路の掃除というのでも広く考えるの

も、考え方かどうかあれなのですけれども、鳥害対策という部分とかなという部分で私はちょっと考えたのですけれども、その辺の道路の清掃というのは今までどのような対応をしていたのかを伺います。

（道路課副参事）ムクドリのふんによる道路のふんの清掃ですけれども、昨年かなりふんが多い状況、こちらでも確認している中で、ムクドリを追い払うことをまずちょっと先に対策を取って、その後に清掃という計画をしている中で、実際のところ雨が降って清掃をしないで流れてしまったということがありましたけれども、私どももふんがある状況を衛生的にもよろしくないというふうには考えておりますので、そこを現地のほうを確認して、適切に対応、清掃等を行っていければというふうに考えております。

（小泉）なかなか覚悟を決めてやらないと、雨で降って流れていないから今残っているという部分もあるかと思うのですけれども、高圧洗浄機なりの部分的な部分をばあばあ、ばあばあやって、一回掃除をしたほうがいいのかなと私は考えるのですけれども。では、その辺は今後道路課さんのほうで検討、鳥害対策ではないのかもしれないのですけれども、道路清掃という部分で行う予定があるということによろしいのでしょうか。

（道路課副参事）道路については適切に管理する必要がありますので、清掃のほうも含めて検討してまいります。

以上です。

（小泉）それでは、次に行きまして、305ページの既設公園施設・遊具改修事業なのですけれども、今回テニスコートの修繕と、あとトイレの洋式化というようなことが行われるということだったのですけれども、今後トイレの洋式化という部分、公園はどのように展開していくのかを伺います。

（都市計画課副参事）トイレの改修についてお答えいたします。

令和6年度、トイレの改修については4か所。共用のトイレで、なおかつ和式しかないトイレを優先的に考えています。令和6年度は4か所。令和11年度まで4か所ずつ、和式から洋式に替えていく計画を今のところ立てております。そのほかにつきましては、今後の要望とか、老朽化

による故障とか、そういったものを見ながら検討していきたいと考えております。

以上です。

（小泉）職人の方たちが緊急事態になったときに公園のトイレという部分は結構使われている方がいらっしゃるようなので、ぜひとも使えるトイレということで、そしてきれいなトイレを維持するために、トイレはお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。またこれも意見になってしまう、これはいいです。

それとつなげて、次の遊具の改修のほうをちょっと伺いたいと思うのですけれども、今インクルーシブ遊具とか、変更というのかな、改修ということで、その遊具をつけるとかという部分もあるかと思うのですけれども、既存の遊具で滑り台が老朽化してしまっとかという部分って、その辺の直すのに結構年数がかかってしまっ、すぐ取り替えられるだろうとかというふうな言葉を市民の方からいただいたときがあっ、今相談させてもらって修繕してもらったのですけれども、その辺というのはやっぱり、その部分だけなのか、全体の老朽化という部分も検証しながらという部分はあるかと思うのですけれども、その辺の対応というのは、それは滑り台だったのですけれども、その辺の遊具の改修という部分で、これできないよという部分と、あとあるところでは、私が小学校の頃公園だったところが今公園ではなくて何も更地になっているところがちょっとあったりするのですけれども、その辺の公園の活用というのは今後どのように考えているのか。遊具を使って、子どもたちもまだいるので、そこを公園として、そこもう何年も使っていないから、公園としては使わないのかなとちょっと思っ、しまったりするのですけれども、今後そういう公園ですか、遊具の老朽化という部分もあるかと思うのですけれども、その公園をどのように生かしていくのか、考えを伺います。

（都市計画課副参事）遊具についてですが、まず遊具を交換するとか修繕するのに当たり、毎年遊具の点検を行っております。その中で、もう使えない、危険だという判定があった遊具から優先的に交換をしており

ます。また、軽微な修繕で治るようなものにつきましても、そのような対応で遊具の維持管理を行っております。遊具がない公園につきましても、もともと遊具が例えばあったといったところがなくなったというところに関しましては、その遊具の点検等においても危険と判断された遊具があった場合、地元の自治会とかと協議をしまして、地元からもうここは遊具要らないよとか、そういったお話をいただいたところに限っては遊具を撤去させていただいております。遊具がないという状態の公園もあると思うのですけれども、そこに新たに例えば遊具をつけるとなった場合は、また地元からの要望等がありましたらそれに、協議して判断したいと考えております。

以上です。

（小泉）分かりました。

あと、公園、遊具なのかというくくりではないのかもしれないのですけれども、昨年11月27日、厚生労働省が専門家検討会で健康づくりのために筋トレを週に二、三回やると、成人は1日60分以上の歩行をすると、身体活動、運動の目安となるガイド案をまとめたということで、ちょっとラジオで聞いたことがあったのですけれども、その辺の筋トレの、遊具ではないのです。器具というのですか、その辺をもう少し。鴻巣市は健康長寿のまちでしたでしょうか、この間も表彰されていましてので、その辺を今後筋トレという部分で、公園のほうに筋トレ器具というのですか、筋トレ遊具、遊具ではないと思うのですけれども、筋トレの器具というのですか、コスモスアリーナにあるような健康器具を公園に設置する予定はあるのかを伺います。

（都市計画課副参事）既存の公園に都市計画課の判断で健康遊具を設置するということは、今のところ考えてはおりません。新たに例えば公園を造るとか、関連部署、健康づくり課からそういった協議がありましたら、その公園のスペース等もありますので、そこを加味して調査研究してまいります。

以上です。

（小泉）続いて、307ページ、（仮称）北新宿近隣公園整備事業なのです

けれども、昨年かな、アンケートを多分取ったのかなというところで、今後設計委託料がありますので、今後の公園がどのようなものになるかという部分で設計していくのだと思うのですけれども、このアンケートの中で、ちょっと北新宿の市民の方から、ランニングコースみたいな、ランニングコースというのですか、運動場のランニングができてウォーキングもできる軟らかい素材というのですか、アスファルトではなくてランニングコースというのかな、ああいうのを設置してほしいということで要望を聞いたことがあったのですけれども、その辺というのはどのように考えているのか、ちょっと伺いたいのですけれども。

（都市計画課副参事）北新宿の公園の基本設計の修正業務委託を今年度やっておりまして、その中でアンケートを北新宿エリアの方からたくさんいただきました。中には、先ほど委員さんおっしゃったとおり、ウォーキングコース、またジョギングできるような、そういったところを造ってもらいたいとか、いろいろたくさんの方の要望をいただきまして、その中で実際可能かどうか、いろいろ精査しまして、来年度の実施設計に活用していきたいと考えている、全ての要望に応えられるというのはなかなか難しいと思うのですけれども、その中で選んでいって、設計していきたいと考えております。

以上です。

（小泉）そのアンケートの中で、先ほどの既設公園施設・遊具改修事業にも私質問させてもらったのですけれども、筋トレの器具が欲しいとかというアンケートのあったのか、その辺の結果、アンケートの結果を伺いたいと思います。

（都市計画課副参事）アンケートの中に、健康遊具設置していただきたいという回答はありました。そこにつきましては、また関係部署と協議して決めていきたいなと考えております。

以上です。

（小泉）ちょっと全体を通して的な部分というか、道路、交通安全ですね、市長大綱の中にもあった部署間連携、政策間連携ということを進めていくということで、市長のほうの大綱のほうに書いてあったのですけ

れども、これ担当が違う、A Iを活用した交通安全対策事業とか、その辺の連携とかという部分は、道路課さんのほうでは何か考えているのか、一緒に相談をしているのかとか。その辺の交通安全的な対策をしている課らだと、その辺というのはカーブミラーを設置するとか、止まれを設置するとかという部分で同じ意向というのですか、その辺がまさに部署間連携、政策間連携で、縦割り行政を打破するための考えだと思うのですけれども、その辺というのは一緒になって検討しているのでしょうか。その辺を伺います。

（道路課副参事）今お話にありましたA Iを活用した交通安全対策につきましては、自治振興課のほうで結果出たものに対してはこちらのほうにも協議に来てもらって、今後具体的な対策等については検討してまいり予定ですが、お互いに連携を取った形で、縦割り行政みたいな形は取らないで、しっかり連携を取った形で進めてまいります。

（小泉）結果ありきではなくて、その辺の前から、検討するときに道路課さんのほうで一緒に考えて詰めていこうよという考えはあるのか、それを最後に質問したいと思います。

（道路課副参事）結果の前に連携を取ってということですが、日頃から自治振興課の交通安全担当と私ども道路課としましては連携取って、また警察等も含めて連携を取って今、交通安全対策は進めているところではあります。

（金子）それでは質問いたしますけれども、全体としてちょっと方向性ということでお聞きしたいのですけれども、今回のまちづくり常任委員会、令和6年度の予算の歳入歳出ということでございますけれども、全体の令和6年度の予算参考資料を見ますと、土木費につきましては、全体として見たとき、本年度が35億5,562万4,000円と、全体の構成の中では8.8%、また前年度を見ますと33億869万7,000円と、これ全体で8.4%ということで、率にすると全体的においてはちょっと伸びています。伸びているということは、私はそれだけ要望が通ったのかなと、土木に関して思うのですけれども、これの要因ということと、土木全体として考えたときに、皆さんとしての要望がある程度、方針を踏まえてこれが妥協

できる数字になったのかどうか、まずそれをちょっとお聞きしたいと思います。全体としてで。

（都市建設部長）お答えいたします。

事業費としては若干、パーセントもそうですし、金額としても増えたのかなというところがありますが、実際のところやはり、うちのほうは4課実際にございますけれども、どの課におきましてももうちょっと実際のところは要望しております。やっぱり歳入がかなり厳しい中で、ではどれを削り、削るというのはちょっと言葉としてはおかしいかもしれませんが、どれを見送りましょうというのをかなり念入りに精査した中で、やはり市民の方のご要望なり現況把握した上で、やらなくてはならない事業というのをまず優先的にピックアップした中で選定しております。実際のところ、やはりかなり予算が厳しいというところもありますので、できるだけ厳しい中でもやはり、工事の発注一つにつきましても、より経費削減を図りながら、もっと効率のよい事業をやっていくというところで各職員考えていただいた中で、何とか事業はできるかなというふうには思っておりますので、基本的にはやはり市民の方のご要望なりいただいたもの、それと老朽化したものというのは当然やらなくてははいけませんから、その辺を優先した中で予算のほうは組ませていただいております。

（金子）その中で、特に重点を置いた科目とか、事業とか、もう少し、今年ではなくて、来年でも再来年でもということで、ある程度年数を置いてということで行おうではないかというふうな事業もあったかと思うのですが、そういうふうな調整ということで考えると、最重要視したものということで考えると、どのようなものがあるのかお聞きいたします。

（都市建設部長）やはり維持管理、老朽化がかなり進んでいるものというのがありますので、老朽化対策ということで道路の改良であるとか、あとは公園施設につきましても、先ほど話出しましたけれども、トイレの改修、そういったものというのやはり重視しなくてはいけないかなと。あとは、やはり新規で北新宿の公園につきましても、前々から地元の方

のご要望と、議員さんのほうからもお話のほうもいただいている中で、やはりある程度、広域的な避難所になるかというのはまたあれですけれども、やっぱりそういった施設も必要だということで公園のほうも設計のほうをのせさせていただいて進めていければなど。また、市営住宅につきましても、やはり老朽化が進んでいますので、設計をまずした中で改修を進めていこうと。やはりどちらかというと維持管理がメインになってしまうのかなというふうには思っております。

（金子） 了解しました。

それでは次、歳入について、ちょっと昨年度の比較等も兼ねましてお聞きいたします。ページでいくと、これは33ページ、建築住宅課のほうの関係です。これは建築住宅課の中の、ここで見ますと敷地の使用料についてでございますけれども、項目設定と科目設定ということでございますけれども、これ昨年度決算時の数字を見ますと44万3,000円ということでありましたけれども、これに基づいて行われるということなのか、それともこれは結果論ということで、決算数字は科目だけということで今年も行われるのか、ちょっとそこのところを説明お願いいたします。

（建築住宅課長） 建築住宅課の住宅使用料のうちの敷地使用料ということで、こちら科目存置で1,000円の計上ということになってございますけれども、先ほど委員さんのほうもおっしゃったように、昨年の決算を見ますと40万ほどの決算となっておりますし、その前年度も60万ほどの決算となっております。これは、歳入の内訳としては、市内業者さんが工事を行う際に資材置場等で使われるケースが多く見られまして、それらが主な歳入となっております。ということなので、工事のあるかないかによってこちらの歳入も変わってくるような状況でございますので、一概にこのくらいというのはちょっと読めない中で科目存置という形で1,000円を見させていただいております。

以上です。

（金子） ということは、収入として初めから上げるにはちょっと微妙な点があるということで、方向性としてはあるのではないかなというふうな、想像の域になってしまいますけれども、そういうふうな状況である

ということで了解してよろしいのかどうか伺います。

（建築住宅課長）委員のおっしゃるとおりでよろしいかと思います。
以上です。

（金子）次、35ページですけれども、建築確認申請手数料、こちらにつきまして、150万歳入ということで計上されております。これもそうなのですけれども、令和5年度の決算数字見ますと200万6,000円ということで、その数字を見ると、それと次の37ページ、開発許可手数料、これも620万ということで、これを決算数字で見ると、やはり710万というふうな数字なのですけれども、少なくした、あまり井勘定と言っては申し訳ないですけれども、多くよりも少なく見積もって、これだけは確実にしようというふうな状況だとは思いますが、このようなもので妥当であるかどうか。妥当だからこれだけ計上したのだと思うのですけれども、決算数字と比較して、自分たちの作成のときにどうお考えになったのか、ちょっとお聞きいたします。

（建築住宅課長）まず、建築確認等の手数料でございますけれども、こちらについては、ここ数年収入のほうで、申請の件数が多かったり少なかったりというか、全体的には多くなっているのですけれども、そういった中で、なかなか前年度の数字からだとは正確な数字が読めないところもございますので、令和6年度の予算につきましては過去3年の実績の平均を取ることにいたしまして算定した結果でございます。開発のほうにつきましても、これまでは直近の決算の数字を参考にして計上していたのですけれども、こちらのほうも過去3年のほうの実績を見まして、その平均ということで出すような形に見直したので、ちょっと昨年とは違うような形にはなっております。

以上です。

（金子）了解しました。

それでは次が、歳出に移りたいと思います。歳出のほうです。283ページです。土木総務費の庶務事業の項目別ということで、都市計画、これは庶務事業の中で内容のほうのちょっと違いがあるのですけれども、内容というか项目的に、ちょっとそれについて。283ページの土木総務費の庶

務事業です。それと、下の都市計画課の内容と道路課の庶務事業の内容と、そのほうの項目的に、例えば委託料のほうのところとかの違いがあるのですけれども、この違いというのは、当然課によって仕事内容が違おうと思うので、ですけれども、これの違う点の内容等についてちょっと確認の意味でお聞きいたします。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長） それでは、283ページの都市計画課の土木総務費庶務事業の委託料についてご説明させていただきます。

こちら委託料の内容につきましては、用地取得業務に関連する委託料でございまして、埼玉県土地開発公社に用地の取得に関する業務を委託するための費用となっております。具体的な業務につきましては、箕田地内の道の駅の整備に関するアクセス道路の事業用地を取得するために、埼玉県土地開発公社に用地取得に関する業務を委託するための費用となっております。これにきましては、令和6年度の単年の事業ではなくて、継続な事業となっております、過去に令和4年度、5年度も同様の事業に着手しているところでございます。

以上です。

（金子） 了解しました。

それでは、次が285ページの建築行政関連協議会事業ということで、これの負担金のところの建築行政関連協議会負担金ということで、分かるような分からないような、関連協議会事業ということで、協議会の内容につきまして、詳しい内容をちょっと、状況をお聞きいたします。

（建築住宅課長） 建築行政関連協議会事業につきましては、日本建築行政会議であるとか埼玉県特定行政庁連絡会議等の5団体に、それぞれの会則に従って負担金をお支払いしております。こちら特定行政庁として事務を行う上で必要な調査研究、連絡調整のために研修会や視察研究会などを行っており、業務に必要な知識であるとか情報収集の機会として行っておる事業でございまして、内容としましては負担金等ということで5団体に支払っているものでございます。

以上です。

（金子）ちょっと前後しますけれども、283ページでちょっとお聞きしたかったことがあるのですけれども、283ページの中の道路台帳の関係ですけれども、道路台帳整備事業の中の道路台帳修正委託料、これ結構金額が2,650万とお高いのですけれども、これが妥当だとは思っているのですけれども、これの詳しい内容と、あとその修正ということでございますけれども、これ修正というのは毎年これだけかかると、しなくてはならないと、2年に1遍とか、何かちょっとやり方があるのかなとも思うのですけれども、修正をしなくてはならない理由とか、ちょっと内容等について詳しくお聞きいたします。

（都市建設部参事兼道路課長）こちらの道路台帳修正業務におきましては、昨日見ていただきました道路の認定、廃止、そちらのほう毎年度行われたものを道路台帳に反映させる事業でございますので、こちら道路法上でも規定がございます、修正はしなくてはいけないものとなっております。こちらの金額の妥当性なのですけれども、ちゃんと積算をした上で行っているのです、妥当だと考えております。

以上です。

（金子）そうしますと、その修正に関わるボリューム的なものもあると思うのです。それによって前後はするのかなとは思っているのですけれども、例えば1件当たり幾らとか、そういうふうな積算の下にと単純に出るものなのか。それとも、広さとか、大きさとか、そういうものに基づいてそういうふうな積算の根拠が出るのかどうか。これは修正業務ということで、台帳の修正委託料ですよ。そうすると、委託先というのはもう限られているのかどうか。もうその専門ということで。そういうふうな委託先についても、ちょっと詳しい状況をお聞きいたします。

（都市建設部参事兼道路課長）この道路台帳修正の費用の積算なのですけれども、やはり道路の延長、路線に応じて延長があったり幅員があったりすると思います。そこのほうの測量業務もございますので、一概に単価幾らというのは出ないものと考えております。こちらの業者さんですけれども、こちらの指名入札（P.41「指名競争入札と一般競争入札」に発言訂正）を行いまして、業者のほうを選考させていただいている状

況でございます。

以上です。

（金子）分かりました。

それでは、次ですけれども、289ページです。一遍にやってしまいますけれども、道路改修事業と幹線道路等整備事業、それと道路維持補修とがありますけれども、道路管理の一環として、道路管理というか道路事業として、副委員長からもいろいろ道路改修と要望ということで箇所とかも出していただきましたけれども、今年か、道路改修とかちょっと予算的にも多く出していただいて予算計上してありまして、今年もそのような方向でいかれるとは思うのですけれども、これに対していろいろ優先順位の見直しとか、そういうものもされたかとは思うのですけれども、それと関連させて、実際の令和6年度の状況ということで概要について詳しいことをお聞きして、概要について詳しいって変ですが、流れについてお聞きいたします。

（道路課副参事）それでは、道路改修事業につきましてご説明いたします。

道路改修事業につきましては、予算的には前年度と同額の予算を計上させていただいておりますが、こちらの優先順位につきましても例年と同様、評価検討委員会のほうに諮りまして、そちらの緊急度とか、そういったものもありますけれども、緊急度の高いものは優先順位当然上がってくるのですけれども、評価検討委員会の中で毎年度順位を決めているような状況となっております。

以上です。

（金子）そうしますと、昨年というか令和5年度のときも、私も一般質問でやったかどうか、ちょっと定かでないのですけれども、一応検討委員会とか、基準の見直しとか、いろいろそういうものを基にしてされているかなと、今年行われているかなと思うのですけれども、次年度以降につきましては、どうでしょうか、お聞きします。

（道路課副参事）評価検討委員会と、あとは評価基準の見直しの関係、以前から金子委員さんのほうからご指摘がございまして、今年度、評価

基準の見直しを行っておりまして、より客観的に評価、今までも客観的には行っていたのですけれども、もっとより客観的に評価をしまして、透明性をさらに高めて、市民の方に説明できるような、そんな基準に今検討している最中でございます。

以上です。

（金子）道路改良とか、改修とか、予算的に多くしていただいて、今整備をしていただいていると。

その中で、直していただいたところはいいののですけれども、近隣のやっぱり住民の方が、あそこはそれだけの、言ってみれば隣の道路に比べるとそんなに傷んでいなかったと。こっちのほう傷んでいるのではないかと、こっちも何でやってくれないのだとか、いろんなやっぱり地元の声をお聞きするのですけれども、そういう点も総合的に考えてこれからできれば、それは周知活動にもつながると思うのです。やっぱり地元の人とか住んでいる人を理解してもらうためにも、やはり周知活動と、また理解をしてもらうような動きとかしていただければと思うのですけれども、そういう点については、そういうふうなアフターフォローとか、そういうふうな調整とかというのはどのように考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

（道路課副参事）お答えします。

委員おっしゃるとおり、隣の道路がきれいになって、うちの前はいつやるのかとかいった、そういった市民の方からのお声は今もいただいているところなのですけれども、やはり評価検討委員会の中で客観的に評価しているということをまずご説明をして、優先順位に基づいて整備のほうを行っているのですということで、市民の方にはそれぞれ要望があったときにご説明をしております。

以上です。

（金子）次行きます。291ページです。7款の路上違反広告物除却事業、これを委託されて行われているということでございますけれども、これについて件数と内容と、それとこの違反された方にどのような措置をされているのかということで。できれば、52万ですから、結構、どうい

方が言うてはなんですけれども、常習犯的な方もいらっしゃるのかなと思うのですけれども、それについてどのような活動というか指導をされているのか、ちょっとお聞きいたします。

（都市建設部参事兼道路課長）路上違反広告物除却事業ですけれども、こちら内容としましては、月に2回、シルバー人材センターさんのほうにお願いいたしまして、車のほうで市内を循環していただき、違反広告物等の撤去、回収をしていただいております。また、その回収したものに関しましては、一度市役所のほうで保管いたしまして、その後、中部環境のほうへ運送してもらうという作業をシルバー人材センターにお願いしております。その費用でございます。実績ですか、令和4年度の実績になりますが、貼り紙のほうが851枚、ポスターみたいな貼り紙が851枚。

（何事か声あり）

（都市建設部参事兼道路課長）貼り紙。ポスターのようなものが851枚ございました。こちらの撤去をしております。こちらのほうの指導につきましては、悪質なものに関してはやはり指導をしなくてはいけないものだと考えております。なので、こちら辺の悪質というのもちょっと曖昧なのですけれども、そこら辺は適正に指導してまいりたいと考えております。

以上です。

（金子）厳しい指導とか、法的にはというのは、そこまでの範囲はならないわけでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）この路上違反広告物の撤去に関しましては、県の埼玉県屋外広告物条例に基づいて撤去はしております。ただ、そちらの指導に関しましては特に示されておられませんので、適正に指導してまいりたいと思います。

以上です。

（金子）承知しました。できるだけ少なくなるような方向でということ、やはり美化を保つという意味でも、環境整備という意味でも、これは必要なことかなとは思いますが。了解いたしました。

次ですけれども、やはり同じ291ページですけれども、ちょっと戻ってしまいますけれども、道路管理清掃事業ということで、その中の側溝清掃委託料ということで、これ結構大きな数字ですよ。この数字のちょっと内容的なものと、昨年と同じぐらいの決算額、決算額が同じぐらいなので、それに基づいて今回も同じようなところを同じようにやられるのかと思うのですけれども、やはりちょっと数字が大きいもので、再度内容的なものをお聞きいたします。

（道路課副参事）ご質問の側溝清掃委託につきましては、市内かなりの側溝ある中で、まず1つは市民の方々からの要望いただいたもの、土砂の堆積等が目立ってきているので清掃いただきたいという連絡いただければ、現地のほうを確認して、必要に応じて清掃を実施しているという形を取っております。そのほか、冠水対策等でこちらのほうで現地パトロール等をする中で、土砂の堆積確認したものについて清掃を行ったりという形で実施しているところでございます。

以上です。

（金子）それでは、次ですけれども、293ページのところの、地元のところなのですけれども、道路橋りょう維持事業の中の委託料です。これにつきまして、原馬室の冠水橋動態観測委託料ということで、観測内容と委託先とかについて、ちょっとお聞きいたします。

（道路課副参事）原馬室の冠水橋の動態観測につきましては、原馬室の冠水橋、荒上のほうに占用申請をして管理しているところなのですけれども、荒上の履行検査実施される中で、過去に若干岸の移動があったという中で動態観測を行って、その辺の橋筋の管理を行っていくように指導いただきまして実施しているところでございます。業者さんにつきましては、地元の測量業者と契約をして毎年行っているところでございます。

以上です。

（金子）今ちょっと聞き漏らしてしまったのですけれども、動態観測って。もう一度ちょっと動態観測の内容につきまして。どんなこと。

（道路課副参事）動態観測の内容なのですけれども、こちらは平成22年の6月から定期計測を行っておりまして、年間5回、6月、8月、10月、

12月、2月と5回計測をしております（令和6年3月11日開催令和6年3月定例会まちづくり常任委員会会議録P.1「平成22年度から令和3年度までが、年5回、令和4年度からは、年3回実施しています」に発言訂正。）このきっかけとしましては、令和元年の東日本台風の時もありまして（令和6年3月11日開催令和6年3月定例会まちづくり常任委員会会議録P.1「過去の台風により」に発言訂正。）、パラペットが、橋の橋台が（P.36「護岸に鉄製の矢板」に発言訂正）台風とかの影響で動いていないかということで、そういったものの観測をしてしております。それを測量を行いまして、その定点を、決まったところの点を定期的に観測をして、橋が動いているかどうかというのを観測している状況です。

（都市建設部参事兼道路課長）今の補足になりますけれども、過去に2年程度で14ミリ程度動いた、変動があったというのもございます。ただ、近年において動きはほぼない状況でありますので、安心いただきたいと思います。

以上です。

（道路課副参事）すみません。発言の訂正をお願いいたします。先ほど橋台が動いていないかということで発言はしましたが、こちら正確には、護岸に鉄製の矢板が打ってあるのですけれども、その部分の観測を行っているということで訂正をお願いいたします。

（委員長）ただいまの訂正の申出についてはご了承願います。なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（金子）内容分かりました。了解しました。ただ、これ見ていくと原馬室って書いてありますけれども、上流にいる滝馬室のほうに、元の松山というか、古い橋なのですけれども、冠水橋なのですけれども、これは関係ないのでしょうか。動態調査ということで考えると、2つありますよね。北本のほうにも、高尾のほうにもありますけれども、あっちはあっちの問題ですからいいのですけれども。滝馬室のほうの、御成橋の向こう側、北側のほうも、あれも何か同じような施設ということで冠水橋ということで考えると、これの動態調査というのはどうなるのかなと思ってお聞きします。

（道路課副参事）なぜ原馬室の冠水橋だけなのかということなのですが、今回原馬室の冠水橋の、先ほど申しあげました橋台の鋼製の土留めが設置されているのですが、そちらに傷みが進んで、一部矢板部分が崩れたりですとか、護岸が崩れたりとか、浸食されてちょっと破損したという経緯がございまして、それで国土交通省の荒川上流河川事務所のほうからの指示によりまして、安全確保のための定期調査を行うということを実施しております。

以上です。

（金子）分かりました。内容的には分かったのですが、国のほうの指導ということで。滝馬室のほうも指導が入ったほうが、動態調査してもらったほうがいいかなと思うのですが、これは私の要望になってしまいますから、それは削除してください。

それでは、次ですが、やはり293ページの、次のページにもなりますが、これは河川総務費庶務事業の中の荒川上流改修期成同盟会の負担金ですが、額的には小さいのですが、昨年が1万4,000円だったのですが、負担金が値上がりしたのはいいのですが、負担が多くなったのかどうか。内容的なものは、やはりこれは当然必要なものということで負担されていると思うのですが、負担ということで考えると、次の江川の改修のほうも大きい意味で江川も鴻巣も関連するのではないかとということで負担されていると思うのですが、そういうものについて適正なのかどうか。さっき言った1万4,000円が2万4,000円になった理由とか、お聞きいたします。

（道路課副参事）お答えします。

令和5年度が1万4,000円で、今年度が2万4,000円になったその根拠ですか、2万4,000円の根拠なのですが、均等割が5,700円から1万円に上がりました。それと、人口割、こちらが4,900円から7,800円に上がっております。それから、堤防長割、堤防の長さによって割合があるので、こちらが3,800円から6,500円に上がっております。それぞれこちらは改定がございまして、値上がりしている状況でございます。

以上です。

（金子）値上がりした理由とかというか、それは。気分で値上がりしたわけではないでしょうから。お聞きします。

（道路課副参事）その理由につきましては、ちょっと今手持ちの資料がございませんので、お調べしましてご報告いたします。（P.45 発言訂正あり）

（金子）額はともかく、やっぱり理由があるかと思いますので、お願いします。

次ですけれども、305ページ、ふるさと総合緑道です。これも地元ということで、ふるさと総合緑道の維持管理事業につきましてはですけれども、この中のやはり委託料、このところで除草とか、それと害虫駆除とかございます。これについては結構高額な額でありますけれども、昨年度の決算の中では約130万ぐらいですよ。今回は総額で委託料1,650万円という額でございますけれども、これの上昇、値上がりというか、上がった理由とか、何か大きく変わったものが発生したのかどうか、その点についてお聞きいたします。

（都市計画課副参事）お答えします。

ふるさと総合緑道の例えば害虫駆除につきましては、今吹上の元荒川エリアがかなり害虫の被害に遭ってしまして、その対応をしていかなければいけないというところから、そういったところの予算を上げたという内容になっております。あと、除草等、また最近ちょっと除草の量が、回数が多くなりまして、その辺も含めた内容となっております。（P.39 発言訂正あり）

以上です。

（金子）それでは、最後になりますけれども、313ページ、住宅リフォーム支援事業ということで、これの言ってみれば住宅リフォームの資金補助金ということで930万円計上されておりますけれども、これにつきましては。これも、範囲としまして何か先ほど話がありましたけれども、住宅の内外装とか、住宅の申請とか、こういうの1回限りとか、築年数には限りがないようではございますけれども、この状況、ちょっとお聞き

いたします。

（建築住宅課長）建築住宅課より住宅リフォーム支援、住宅リフォームの補助金ということでございますけれども、これまでの実績を申し上げますと、まず今年度の実績につきましては、1月末の時点で、予算額840万なんですけれども、これに対して補助確定額を783万7,000円ということで確定を出しております。件数のほうが108件です、確定件数が。ただ、こちらのほうは、申請受付自体は昨年、令和5年の10月4日でもう予算額に達したということで締切りをしている状況です。その前年度についても、11月の末ぐらいに補助金の申請はもう受付終わりという形になっている状況になっていまして、そのような形で期限、年度の途中で補助金の額に申請額が達してしまうという状況が続いておりますので、来年度については今年度の1割増しということで930万円に増額して対応したということでございます。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時16分）

◇

（開議 午前11時28分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

都市計画課副参事より発言を求められておりますので、許可いたします。

（都市計画課副参事）先ほど金子委員のご質問で、ふるさと総合緑道の維持管理事業の委託料が上がった理由についての質問だったのですが、けれども、除草委託料の除草の回数が増えたという発言をしましたが、正確には委託料の人件費の上昇により金額が上がったということで、訂正をお願いします。申し訳ございませんでした。

（委員長）ただいまの発言の申出はご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（織田）では、285ページからお願いいたします。

住宅等耐震改修促進事業の負担金、補助及び交付金についてなのですが、この木造住宅及びブロック塀等撤去築造補助金とか、木造住宅耐震診断

・耐震改修助成金とあるのですが、これの件数を教えてください。申し込んだ方が多分何人かいらっしゃる金額だと思いますので、件数を教えていただきたいのですが。

（建築住宅課長）住宅等耐震改修促進事業の住宅耐震の補助金の申請戸数ということなのですが、住宅耐震のほうは住宅の診断のほうは令和５年度の１月末時点で２件でございます。交付のほうも２件となっております。改修のほうは、申込みはございませんでした。ブロック塀の撤去築造補助金につきましては、ブロック塀の撤去についての申込みが４件ございましたけれども、１件が取下げとなりまして、今現在交付しているのは３件となっております。ブロック塀の撤去築造のほうには生け垣の設置というものもございますけれども、こちらについては申請のほうはございません。

以上です。

（織田）そうすると、例えば耐震診断を２件の方が応募して、２件交付されたということ、それからブロック塀の撤去が３件あったということなのですが、これは診断受けた方がその後耐震を行ったとか、それからブロック塀を生け垣に替えたとか、そういう後追い調査というのはしているのでしょうか。交付して、交付金出して終わりなのかなとちょっと思ったものですから、もしかしたらやらないで済ませてしまう方もいるのではないかなという、ちょっと危惧から質問させていただきます。

（建築住宅課長）まず、耐震診断の２件なのですが、こちらの診断結果につきましてはどちらとも、耐震の指標値が１というのが耐震基準を満たす指標としてあるのですが、それに対して、詳しい数字はあれなのですが、それに満たないような形で、耐震性がないというような判断となっております。その後の申請につきましては、改修……すみません、その方についてはアフターフォローを今できておりませんので、どのような意向を示されているのか、ちょっと今確認していないのですが、こちらの方についても耐震性低いということはもう分かっておりますので、その後の改修のほうをしていただくように勧めたいと考えております。

あと、ブロック塀につきましては、もう撤去のほうはされておりますので、今ない状況になっておりますけれども、その後生け垣の申請が出ておりませんので、そちらは違う形の囲い、安全性が確保されたものは設置されていると考えております。

以上です。

（織田）続きまして、289ページ、先ほどこちょっと前任者の方からも質問が出ておりましたが、道路改修の件なのですけれども、昨日は資料請求して資料を頂きまして、大変よく分かりました。ありがとうございました。

それで、その資料請求の書類なのですけれども、ちょっとこれ教えていただきたいのですけれども、新規が12か所あるのですね。10か所が新規ではないというふうに、丸はついていないのですけれども、この最初の10か所というのは何回か改修、前にしているのか、あとこの新規数12か所というのは今回初めて道路補修、道路改修をしていくのか、ちょっとお聞きします。

（道路課副参事）資料の中で新規のところに丸印がついていまして、空欄のところがあるということですが、空欄のところにつきましては継続事業でありまして、過年度から複数年度をかけて整備をしている箇所になります。

以上です。

（織田）2年ぐらい前から学校の周り、特に鴻中とか鴻巣女子高の辺りは大変きれいに舗装が改修されていて、やはり学区域なので、車も気をつける、30キロのゾーンでありますから、先にそういうところがきれいになって、大変分かりやすくていいなというふうに思っていたのですが、そうするとこの最初の10か所というのを継続して今それを実行しているところで、あとの12か所というのは新規、一回も今までしていなかったと、今回初めて改修するということですか。

（道路課副参事）まるっきり新規ということの意味合いなのかどうかというのはあれなのですけれども、過去に舗装されたようなところが傷んで、経年劣化によって傷みが出ているところがずっと、数十年ですかそ

れなりの経過したもので、ここ最近、近年全く手のついていなかったところが新規というような形にさせていただいております。

以上です。

（織田）では次に、313ページなのですが、市営住宅入居者管理事業なのですが、前任者からパーセンテージでの質問が、入居者についてパーセンテージがありました。私のほうからの質問は、8団地あるのですが、その合計の入居者数と平均年齢教えていただきたいのですが。

（建築住宅課長）市営住宅8団地の現在入居されている入居者数ということでございますけれども、令和5年の1月末時点（P.45「令和6年1月末時点」に発言訂正）で442名の方が入居されております。年齢については、今手元に資料がございませんので、後ほどちょっとお答えさせていただきたいと思います。（P.45 発言訂正あり）

（織田）それで、直接はこの担当課とは関係なくて、福祉のほうで始末するのだろうと思うのですが、下谷団地とか見ますと結構年齢の高い方が増えてきて、死亡される方もいらっしゃると思うのではないかと思います。例えば独り住まいだと、中で亡くなっているにもかかわらず気がつかないこともある。そういう管理まではここではやっているのでしょうか、それともそれはまた別の課で見回りしているのか、そこら辺ちょっと教えてください。

（建築住宅課長）入居されている方が高齢の方が多くなっているということは承知してはおるのですけれども、個々の方のお住まい方については、建築住宅課のほうでは詳しくそこまでは把握していない状況です。例えば体の具合悪くて入院とか、あとは施設に入られるというときには、こちらに報告書を上げていただくことになっておりますので、そういったときには一時的に部屋を空けられるということはこちらで把握できておるのですけれども、具合が悪くてということで、自分の体調の関係で市の住宅のこちらの管理のほうの担当のほうにご連絡が来るということは、基本的にはないという状況になっております。

（織田）先ほどやはり前任者の質問で、家賃の滞納が2人ぐらいちょっと、何十万というのがいらっしゃるというのですけれども、そういう

のって例えば具合が悪くなって仕事に行けなくなっているのとか、滞納者に対しての調査みたいなのも、やはり市営住宅の所管なので、ここでやることなののでしょうか、それともまた別なののでしょうか、そのほうは。

（建築住宅課長）滞納者については、滞納家賃の点で毎月督促を送ったりとか、あるいはお支払いに來れないような状況とか振込ができないような状況であればお宅に伺って、そこでお支払いいただくというような対応を取っておりますので、そういったときには接触して、どういう状況かというのは確認することはできるのですけれども。そういった形で対応しております。

（織田）分かりました。今随分高齢化しているので、その辺どうなっているのかなというのをちょっとお聞きさせていただきました。ありがとうございます。

あと、313ページでもう一つ、空家等適正管理事業についてお聞きしたいのですけれども、空き家は今大分市内で増えていまして、ここも空き家になったのだというところが結構あるのですけれども、持ち主がいなくてどなたが住んでいるか分からない空き家、この調査というのは空家等対策協議会委員さんがやられているのか、これはまた別の会議なのか、ちょっとその辺確認させてください。

（建築住宅課長）空き家の調査ということでございますけれども、平成30年に空き家の実態を把握するために、継続して1年以上水道を使用していない戸建ての住宅について市のほうで調査したということがございますけれども、その後は実態の調査は今のところ行っておりませんで、空き家を把握する手段としては、苦情であったりとか相談であったりとかということは、今の状態で実際に空き家というのを把握するというような状況になってございます。空家等対策協議会につきましては、空き家対策についての政策とかを検討するような内容になっておりますので、そちらの協議会のほうでそういった実態を把握するというようなことは行っておりません。

以上です。

（織田）今後、空き家はどんどん増えてくると思うのです。そういった

ときに、やはり条例等を何か今後つくっていったって、空き家対策条例みたいな、それでその中でその空き家をどういうふうに利用していくかとか、また持ち主がいれば確認して撤去してもらおうとか、だんだん古くなって壊れて危険なところも出てきております。今後、空き家対策条例等を市でつくる予定とか、そういう話は出ていますか。それがないとなかなか対策できないと思うのですけれども。

（建築住宅課長）空き家対策につきましては、今空き家対策特別措置法に基づいた対応というのを行っておりまして、この法律のほうは昨年12月に法改正がございまして、そちらで空き家の活用の拡大ですとか、管理の確保とか、あとは特定空家の状況等についての内容が法律のほうで拡充されておりますので、まずはそちらのほうの法律にのっとった対応ができるかどうかの検討を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11 時 45 分）

（開議 午後零時 59 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

道路課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

（都市建設部参事兼道路課長）発言の訂正をお願いいたします。

先ほど金子委員からご質問いただきました道路台帳整備事業の業者選考において指名競争入札と答弁をさせていただきましたが、正しくは指名競争入札と一般競争入札で行ってございました。おわびして修正いたします。申し訳ありませんでした。

（委員長）ただいまの発言の申出はご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

道路課副参事から発言を求められておりますので、許可いたします。

（道路課副参事）午前中の金子委員からの河川総務費庶務事業負担金の荒川上流改修促進期成同盟会の負担金の増額の理由につきましてご説明

したいと思います。

この同盟会では、近年繰越金が多い中で、平成15年度から負担金を減額するなどの対応を行ってきました。最近、またコロナ禍も落ち着きまして、非対面で活動していたところから対面等に移行して、今後の活動内容も変化していることから、また支出も増加することが予想されますことから、現在の負担金では運営が厳しいということで増額となりました。以上です。

（委員長）ただいまの発言についてご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

道路課副参事より発言の申出がありましたので、許可いたします。

（道路課副参事）午前中、小泉委員からご質問いただきました道路の不具合通報システムによる届出の件数なのですけれども、こちらのシステム、令和2年度から運用を開始している中で、これまで8件の届出をいただいております。

以上です。

（委員長）ただいまの発言の申出についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

建築住宅課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

（建築住宅課長）すみません。午前中に織田京子委員からご質問いただきましたページ番号313ページ、市営住宅入居者管理事業におきまして、入居者数のところで令和5年1月末時点ということで申し上げたのですが、正しくは令和6年1月末時点ということで訂正しておわび申し上げます。

また、もう一点ございまして、同じ事業のほうで、入居者の年齢ということでご質問ございまして、後ほどということになってございましたが、こちらにつきましては、本日、令和6年3月5日時点の8団地の平均年齢ですが、54.4歳ということでございましたので、修正のほうをお願い申し上げます。

以上です。

（委員長）ただいまの発言の申出についてご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

ほかに質疑はありませんか。

（秋谷） それでは、時間の許される範囲の中で。

まず、2月の20日に6年度の予算概要説明会がありました。それで、その中で各部から6年度の主要施策、予算における主要な施策ということでご案内があったのですけれども、その中の一番最初で総額がありまして、一般会計の伸び率が13.9%ということなのだけれども、5年度、6年度に限ったことではないけれども、特に今回は物価がまず上がっていることによって原材料費とかが、当然工事の委託でも何でもお願いしたってそちらの材料費は上がっているわけだから、まずその上昇分、あとは委託の中で運転契約とかいろんなものもあるのだけれども、そういったものの中でいったら光熱水費、あとは人件費、そういったものの上昇が大体どれくらいのパーセント、増加分、伸び率の中を占めているのだろうというのをまずお伺いしようかな。

（都市建設部長） お答えいたします。

先ほど金子委員のほうからも同じような質問ございまして、金子委員のご質問のときに、土木費では8.8%、令和6年8.4%で微増だという話をいただきました。今一般会計の関係でちょっとご質問、13.幾つかの上がりという中の、要は人件費高騰分でございますけれども、10%ぐらいは人件費、それとあと物価上昇分というのが上がっているのかなというふうに考えております。

（秋谷） まだ全体的な中でいろんな事業があるわけだけれども、例えば道路の維持補修とかで地域割をして頼んでいるような、地区の建設関係に頼んでいるような事業なんかでも、仮に、仮にですよ、100万、この中でやってくださいと言われても、結局その上昇分というものを見込んだら、実質的にやっていただける件数というのかな、あるいは道路なんかでいうと距離数かな、そういったものはもう減ってしまうよね。同じ額だとしたら、去年と。そういう理解でよろしいですか。

（都市建設部長） 道路事業にかかわらず、建設工事、またそれとあと維持管理にかかるというところの人件費というのはやっぱり上がってい

る、材料も当然上がっていますので、単純に考えればちょっと本数は減るのかなというふうには思いますが、やはりその辺は設計の段階でより精査した中で、最低でも今年度と同じぐらいのボリュームはできればなというふうには思いますけれども、いずれにしましても設計の段階ではやはりいかに効率よくやるか、また無駄のないような施工方法というのを考えながら、より多くできるようには努力いたします。

（秋谷）では、ちょっと中に入っていきましようか。まず、9ページのところなのですけれども、債務負担で2件ご説明、3件ご説明あったのだけれども、そのうちの2件だ。まず、土地開発公社が取得費を支払った云々かんぬんというところが、たしか駅南通線の話なのかな、これは。まずこのところで、6年度取得分だから、三谷橋なのかしら。ちょっとここ詳しく教えてもらいたいのですけれども。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）鴻巣市から土地開発公社への業務委託の依頼の内容なのですけれども、三谷橋大間線3期工事分、荒川左岸通線、さらに駅南通線の3件分が土地開発公社へ依頼は来ている状況でございます。

以上です。

（秋谷）そうすると、3つの都市計画道路で用地取得を土地開発公社のほうでやってくれと。その部分を見込んだ債務負担だという説明なのだけれども、具体的に例えば左岸通線はどのエリア、南通線がどこ、三谷橋がどこってご説明できますか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）あくまで今申し上げました3路線につきましては、地権者からの申出により先行取得の依頼があった場合に限っての用地取得というところでございますので、事業全体のうち、事業化をして計画的に用地を取得していくというものではなくて、あくまで先行取得の場合に限ってということになります。ですので、どこの場所から順次買収を進めていきますよということではないということになります。

以上です。

（秋谷）あと、その下の作業用ダンプ車等のリースということで、再リ

ースというお話だったかな。実際のところ、だんだん、だんだん現業の職員さんが少なくなってきた、この作業用のダンプとか利用頻度はどうなのですか。

（道路課副参事）現業員自体は減っている中で、実際に道路課のほうに要望いただく内容の業務、職員が直営で行っている業務というのは変わらずに行っている状況の中で、作業用ダンプ、特に1台はクレーン付きのユニック車ですけれども、残りの2台のダンプトラックについてはほぼ毎日稼働しているような状況で、使用状況というのは以前と変わらないような形で運用はしております。ただ、今後職員が若くなっていったりしたときに、今の規格の車ですと免許が対応できていない職員とかも出てきておりますので、今後ちょっとその辺の使用車両については検討する必要があるかなと考えております。

（秋谷）そうすると、今のお話だと、単純に考えるとマニュアルとオートマの話かしら。あるいは作業車でいったら特殊車両を動かすための講習であるとか、そういったものをやれないというか、難しくなるということなのでしょうか。

（道路課副参事）車の免許の区分が変わって、我々の世代ですと普通免許で乗っていた8トンまでの車両のほうで、今だと中型免許まで持っていないと乗れないような状況になってきておりますので、そういう車両について、ちょっと最近免許取得した職員ですと、普通自動車免許だと乗れない車両があるというお話です。

以上です。

（秋谷）再リースということですが、買換えの検討とかはなさったのですか。

（道路課副参事）こちらにつきましては、もともと初め5年の長期継続契約でリース契約を行っていて、切替えのタイミングで新しい車両へという切替えも考えたのですが、金額がどうしても上がってしまうという中で、財政部局と協議した結果、再リースという形を取っております。

（秋谷）273ページ、2、3から4、5にかかってくるところの産業団地

プロジェクトの件でお伺いしますけれども、3つの会社さん、企業さんが鴻巣市に出てきてくれるというお話はいただいたのだけれども、その後に具体的にどういうスケジュールであそこが全体的に埋まる流れになってくるのでしょうか。全体的なスケジュールを教えてください。6年度以降。

（都市計画課副参事）秋谷委員のご質問にお答えいたします。

まず、現在、産業団地の状況ですけれども、埼玉県企業局による造成工事が行われている段階です。この造成工事につきましては、令和6年度末、令和7年の3月に完了をする予定となっております。令和7年4月以降に進出された3つの会社に対して引渡しが行われる予定となっております。引渡し後に、各社さんが建物ですか、社屋を建設していく予定となっております。ただ、これ現在予定でございまして、造成工事等が遅れた場合とかにつきましては、そのスケジュールがそのままずれていくような形となっております。

以上です。

（秋谷）造成工事を7年の3月までというお話だったですけれども、通常造成するに当たって転圧かけないと、土の沈み込み具合とか、あそこはもともとあまりいいところではないから、あんまりいいところではないという言い方もよくないかもしれないけれども、水が出て不思議ではないところなので、そういった心配というのはないのですか。

（都市計画課副参事）ご指摘のとおり、沈下は恐らく考えられると思うのですけれども、沈下を含めた部分を考えて造成の盛土を計算しているというふうに当初の設計のときには伺っております。ですから、沈下分をちょっと見込んでいるはずです。

以上です。

（秋谷）初歩的なこと聞いてしまって申し訳ないのですけれども、来られた会社さんが3社分が建てるものについては、当然その会社さんが固定資産なり税を払ってもらえると思うのだけれども、敷地部分の所有権というのは動くの、動かないの。

（都市計画課副参事）敷地の土地については所有権が動きます。今現在

埼玉県企業局の所有地になっているのですけれども、今後造成工事が完了して、敷地が確定して、市に帰属される公共物とかを除いた3つの会社の分譲地が正確に決まりますので、その敷地につきまして、埼玉県企業局から各社への所有権移転登記が行われる予定です。

以上です。

（秋谷）細かい数値とかは原課ではないから聞けないから、分かりました。

296、297で、都市計画決定の変更事業の中で立地適正化計画の策定の業務委託料というのがあったと思うのだけれども、現状、最近都市計画審議会にも諮問したのかな、現状どんな状況で進んでいるのでしょうか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）お答えいたします。

立地適正化計画の進捗状況というか進み具合なのですが、まずもって令和5年の12月に都市計画審議会におきまして諮問を行いました。その後、今年2月の都市計画審議会におきまして立地適正化計画の構成が始まりとして序章から始まり、第1章から第8章までの構成となっています。そのうちの序章を含みます第1章から第4章を2月の上旬に開催いたしました都市計画審議会において審議をいただいたところです。

次に、第5章から第8章につきましては、年度が明けまして、現時点では4月の開催を目指して審議会を開催する予定であります。その後、パブリックコメントを実施し、審議会への答申を行った後に、目標といたしましては9月頃の公表を目途に作業を進めているというような状況でございます。

以上です。

（秋谷）1章から8章の中で具体的にということになると答えられないのかな、どうなのだろう。要は審議会に諮問してしまって、まだ答申ももらっていない状況だから、もし答えられないというのだったら今答えられないと言ってもらってもいいのだけれども、具体的にどういったことを決めていくというのがもし話せる範囲の中で話してもらえれば。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）計画の

構成になりますけれども、序章につきましては立地適正化計画の概要、第1章が市の現況と課題、第2章がまちづくりの基本方針、第3章が居住誘導区域、第4章が都市機能誘導区域と誘導施設、第5章が防災の指針、第6章が誘導施設、第7章が目標指標と進行管理、第8章が届出制度についてという構成で素案を作成し、それぞれ審議会にかける予定というところでございます。

以上です。

（秋谷）全国いろいろなところに視察に行くと、明らかに市の面積が广大で、市町村合併して、それで当然、旧の市街というのかな、中心街と、過疎部というか周辺部だと、もう明確に地方都市に行くと差がついてしまっているから、そういったのは誘導でも何なりというのは分かるのだけれども、鴻巣の中でそういった大胆なというか、変な言い方だけれども、できるのでしょうか、誘導するというようなことが。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）お答えいたします。

誘導につきましては、都市機能と居住誘導、それぞれあるわけですが、居住誘導につきましては、あくまで誘導することを目標として作成させていただくということ、両方目標とはなるのですが、現実的には3駅周辺を拠点として誘導することが望ましいであろうということからそのような形を取らせてもらおうと。一方で、都市機能につきましても、3駅を中心にコンパクトなまちづくりを目指すという観点から、駅を中心とした付近に都市機能を誘導すると。先ほど、すみません、居住誘導のほうなのでありますが、基本的には市街化区域内においての政策となりますので、可能な限りコンパクトなまちづくりを目指すということであるとするならば、駅周辺に誘導することが望ましいであろうということから、そのような計画の策定に取り組んでいるというところでございます。

以上です。

（秋谷）では、詳細はまた今度。

299ページの駅施設等維持管理事業の中で、駅自由通路の点検業務委託料

ということで、これは新規の中に一部新規ということで入っているか。一部新規ということになって、ただ駅にエレベーター設置する前に、たしか駅の自由通路を点検するというようなお話が本会議場であったのかな。具体的に駅自由通路をこの2,000万の予算でどう点検するのだろう。前、どれくらい前だろう、やっぱり駅の自由通路のことを、エルミができた頃かな、接続させるので、あのときも何か点検なりなんなりはやったようなイメージがあるのだけれども、今回は何が違うのか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）今回の点検につきましては、駅自由通路全体、東口、西口の階段を含みます自由通路、さらには上にあります自由通路の両側の壁、さらにはその自由通路の屋根も含む全体的な点検を行うという内容となっております。先ほど秋谷委員からのお話がありましたエルミとの話なのですが、これも、これは恐らく平成28年度になるかと思うのですが、このときには一部、部分的な点検になるのかなと思われます。その点検を実施したかどうか、ちょっと記録では残ってはいないのでありますが、部分的な修繕を行っている実績がございまして、自由通路と駅舎とのジョイント部分の一部修繕を行っているという記録が残っております。なので、これにつきましては全体的な点検を行った結果、その部分を修繕したということではなくて、部分的な点検を行った結果の修繕というふうに捉えております。

以上です。

（秋谷）この自由通路の点検結果で何かしら大変な問題点が見つかる可能性というのは現状考えられるのでしょうか。築年数からすると相当たっているわけなのだけれども、原課では何かしらそういったものに対して想定しているものはあるのかな。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）単純に駅の自由通路並びに階段を利用しますと、階段であったり、自由通路であったり、実際床面にクラックが入っているようなところも見受けられるような実情があります。ただ、それが直ちに危険なものかどうかというところが分からないからこそ、今回総合的な点検を行うものというふ

うに捉えております。ですので、大変重大な欠陥というのですか、不具合な箇所が見つかる可能性はあるかもしれませんが、そう大きいものではないというふうに捉えております。ですので、自由通路が末永く使えるようにするためには、こういった点検をしつつ、さらにはエレベーターの設置が控えておりますので、それも安全に利用するためには事前の点検をし、その後修繕計画を作成した上で部分的な修繕を順次取り組んでいくことが最善策であろうということから今回予算計上したというところでございます。

以上です。

（秋谷）そうすると、スケジュールでいくと、何らかしらこの通路の点検業務が終わった時点で修繕なりなんなりするというほうが先というか、順番的なものね、エレベーターの設置というのは全部橋梁をなした後でやるのか、それとも点検によって、出てくるものにもよるのだろうけれども、同時並行で進められるのか、何か見通しをお持ちですか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）現在における我々が考えているスケジュールになりますけれども、令和6年度に自由通路の点検を行います。点検の結果に基づきまして令和7年度に修繕計画の作成、これは設計業務も含まれます。その後、令和8年度につきましては、修繕計画に基づく修繕工事は予定していなくて、令和9年度に修繕工事を予定しております。なぜ令和8年度に作業を行わないのかの理由についてなのですけれども、現時点での予定なのですが、先ほど内容がありましたように、エレベーターの設置につきましては、点検を行った後に実施設計を行い、その翌年度設置工事を行う予定でおります。ですので、順調にいけばの話なのですが、令和8年度自由通路の修繕に関する予定は入れていなかったのですけれども、ここの令和8年度に、順調にいった場合にエレベーター設置ができることが可能ではないかと。その前年度である令和7年度に実施設計を行うというようなスケジュール感で工程を現在考えているところでございます。

以上です。

（秋谷）次が303ページの公園整備奉仕活動団体の助成事業が、これもま

た一部新規ということで、奨励金の交付基準を変えたのですね。奨励金の上げるということ自体について、狙いというのかな。以前から私、決算なりなんなりで、例えばうちの自治会なんかも公園の草取りであるとかそういったものは、申し訳ないけれども、市にお返ししてシルバーにやってもらおうという話で、やらなくなってしまったのです。その原因は、金額の多寡ではない。要は高齢化なのだ、住民の。だから、この交付基準を上げることによって何を狙っているのかな。

（都市計画課副参事）秋谷委員から今お話しいただいたように、金額を上げるから活動を続けられるという考えもあれば、金額ではないのだよという考えもあると思います。ただ、やはり奉仕団体のいろんな団体とお話ししていく中で、ちょっと今の報償金だと少ないよという声も結構いただいております。そこも踏まえて、モチベーションを上げるためというのと団体をさらに増やしていきたいなという考えもあって、今回の報償金の金額のアップを行いました。

以上です。

（秋谷）お答えを否定するわけではないのだけれども、そうしたら公園清掃に関わる団体を増やそうと思っていらっしゃるようですよね。ちなみに、過去、ここ前3年ぐらいでいいや、例えば公園の清掃の団体はどういう数字をたどってきて、次年度以降、逆にこれ増やそうというお考えであれば、どれくらいの団体になさろうとしているのですか。

（都市計画課副参事）団体数は年々減ってきています。その引き止めではないのですけれども、増やす、増えていくことは当然こちらから望んでいることなのですからけれども、まずは今の団体をやめないでいただきたいというのも……すみません、先ほど報償金と申し上げましたけれども、すみません、奨励金。その団体がやめていかないような抑止力というか、そういったことも踏まえての今回の金額の値上げというか、そういったことを考えております。

以上です。

（秋谷）一応説明で41団体に奨励金をつて、既存の39、新規2とは書いてあるのだけれども、そのとおりにどんどん、どんどんやっていただけ

るようになればすごくいいと思うので、これ以上は言うのをやめるけれども。また決算のときだ。

次が305ページで、ふるさと総合緑道の愛里巢もあれば維持管理もあるのだけれども、何年か前から話が出ている安養寺に架ける橋の道路についてはどうなっていますでしょうか。

（都市計画課副参事）安養寺に架ける、免許センターの脇に元荒川に架ける橋、H-223号橋なのですけれども、今年度、実施設計、金額、工事費を含め、事業費がどれぐらいかかるかというのを算出を行いました。その中で、それを踏まえて今鴻巣市内で上尾道路とかの接続道路とか、荒川左岸通線とか、いろんな事業がありますので、その事業を注視しながら、今後こういったスケジュールを立てるかということを考えていきたいと思っております。

以上です。

（秋谷）駅南通線と三谷橋の3期は、上尾道路という国の事業との接続というものをやらなければならないから、ある意味待ったなしというか、そのスケジュールを合わせるという大目的があるわけだ。でも、この橋についてだって、今もういろんな積算をなさって、それを求めていらっしゃる方々大勢いるわけだ。特に橋というものは、道路だけれども、橋というものはあるとないとは大違い。線路を渡る踏切のようなものだ。これが1つあるとないというのはえらい違いだと思うの。だから、そんなに悠長なことも言っていないのではないのかなと。6年度の予算で何も出てこないの、ちょっとどうなのだろうなと思って聞いているのだけれども、部長さんか副部長さんのほうで何か説明できますか。

（都市建設部副部長）お話がございましたふるさと総合緑道、特に今回H-223号線、元荒川を渡る橋梁、ふるさと総合緑道の一部ということで計画し、昨年度実施設計という形で取りまとめたものがございます。今答弁でもありましたとおり、都市建設部、上尾道路の接続等の関係で三谷橋大間線、駅南通線並びに荒川左岸通線と、あと生活道路の関連、幹線道路と、事業が非常に多くあります。しかしながら、財源の確保等にも大変苦慮しているのも事実です。その中、全体を見据えた中で、令和

6年度については、先ほど申し上げた上尾道路に係るもの、市民生活に直結する生活道路等、こちらのほうに予算を充て、現在の予算案という形で提出をさせていただいております。

以上です。

（秋谷）2回この件についてお答えいただいたけれども、そうすると、223号線でしたでしょうか、それに着手するのは相当後になってしまうような感じがしてしまうのだけれども。というのは、やらなければならないことがある。だから、そちらを優先しなければならないこともある。そうしたら、いつになっても始められないのではない。それではどうなのだろうなと思うところがあるのですが。

（都市建設部副部長）やはりふるさと総合緑道整備事業というものも市が掲げて進めてきた事業でございますので、市全体の歳入等も鑑みた中、また都市建設部の事業、これも鑑みた中で、その予算編成の中で判断していくという形になろうかと思えます。

以上です。

（秋谷）313ページから315ページ、312から315と言ったほうがいいのだね、にかかるところで、まず1つは住宅リフォームの支援事業なのだけれども、私が過去のことをよく分かっていないかもしれないので、一部新規になっている部分というのはどのことを言っているのかな。そこをちょっとよく教えてもらいたいのですけれども。

（建築住宅課長）住宅リフォーム補助金につきましては平成25年度から行っている事業でございますけれども、過去、令和元年度からの補助金額の金額でいいますと、令和元年度が500万円、令和2年度が500万円、令和3年度700万円、令和4年度840万円と、今年度につきましても840万円ということで、補助金額を上げてきている状況でございますけれども、来年度については930万ということで今要望しておりまして、金額のほうが変わっているということで、その金額の部分が一部新規ということで一応公表というか、今お出しさせていただいている状況でございます。

以上です。

（秋谷）先ほど質疑の中で、令和5年度まで大変人気のあるというか、

応募される、応募と言ったらいいか、申請される方が多い事業で、いつも途中で受付を締め切ってしまうというお話があったのだけれども、実際のところ、例えばこの補助率でいって税抜き工事費の5%に相当する額で10万円を限度。5%だから、200万円工事をするとならば10万円マックス頂けるということですよ、単純に言ったら。その工事の申請の規模というのかな、一番少ないのだと20万円以上からだから、補助対象は、これの5%というとならば1万円ではないですか。そこら辺の契約の金額というのはどんな感じであるのですか。

（建築住宅課長）まず、昨年度、令和4年度の例でいきますと、工事やっていたら確定した件数、補助を出した件数が122件ですけれども、このうちの32件が10万円以上の補助ということで、それ以外のものについては、先ほどの計算だと200万円未満の補助工事であったということでございます。

以上でよろしいでしょうか。

（秋谷）大変申請の多い事業であって、なおかつ予算の枠自体も増やしているということだけれども、いつも途中で締め切らざるを得ないぐらい申請が来るのであれば、例えば工事費の5%に相当する額で10万円限度になっているけれども、例えばこれを4%にするとか、限度額を8万円にするとか、そうやってより多くの市民の方に、限られた予算の枠の中で利用してもらおうという発想はなかったのでしょうか。

（建築住宅課長）この補助金の要綱については、3年に1度改定がございまして、直近ですと令和3年度に改定についての検討がなされたのですけれども、補助金額をやはり金額下げてたくさんの方に使っていただくという検討はその時点でしたのですけれども、結局今までの経緯がございまして、10万円ということで決まっておりますので、次回の見直しの際はそこらの補助金額の上限も含めて、さらに検討は必要かなとは考えております。

以上です。

（秋谷）最後のところがまた314、315のマンション管理の適正化推進事業というものが、これが丸々マンション管理適正化推進事業、新規で出

てきているのですけれども、市が市内のマンションに対して、そのマンションが出してくる管理計画の認定を行うと。その予算は5,000円なのだけれども、予算の多寡というよりも、マンションが出す管理計画をしっかりと認定するためのいろんな経験あるいはマニュアルというものが今あるのでしょうか。

（建築住宅課長）このマンションの適正化事業については、令和6年の4月から認定業務というのを市のほうで行っていく予定にしておりますけれども、認定の申請書類につきましては、当然市の職員も中身を審査して認定できるというような形でなければいけないのですけれども、やはり申請内容が非常に複雑、審査の内容が複雑で多岐にわたるものですから、こちらについては国が指定するマンション管理適正化推進センターというところがございまして、そちらのほうに市内のマンションの認定される方については申請書をお出しいただいて、そこで事前の審査を受けていただく予定にしております。そこで適合証が発行されますので、その適合証を添付して市のほうに認定申請していただくということで一部技術的な審査とかが市のほうで行わなくて済みますので、そういった形の事務手続にしたいと考えております。

以上です。

（秋谷）市内でもかなりマンションが建設されてきて、新しいマンションというのはまだ比較的住人自体も高齢化していないでしょうけれども、首都圏に近いほうですと、皆さんご承知のとおり、古いマンションで、住まわれている方もご高齢になっていて、新聞なんかでもマンションの建て替えとか管理についてのニュースとか報道はいっぱいあるのだけれども、そうやって間に管理センターなところを通して認定証をもらって、要は受付窓口みたいなふうなイメージにしか私今の説明だと取れないのだけれども、将来的なというか、5年ごとの更新ということは、逆に5年間もその内容を当然信じてあげるのはしようがないのだけれども、何か起こった場合、逆に言えなくなってしまうではないですか。言えなくなってしまうという言い方も変だけれども。本来だったら住人の面にしたって、管理の面にしたって、マンション自体の、いろんなもの

を指導、助言、アドバイスをする中で適正な管理をしてくださいよと、例えば、今日、昨日あたりの新聞だったか、マンションでお亡くなりになってしまって、その人の空いた物件どうするのだとか、管理費が払われていないとか、いろんな問題が実際のところ、もう起こっているようではないですか。首都圏のほうに行けば建て替えの問題も起こっているわけではないですか。そういったものに積極的に行政というか市が関わっていくための事業ではないのですか。

（建築住宅課長）おっしゃるとおり、市のほうが、こちらの事業についてはまず鴻巣市のマンション管理適正化推進計画というのをつくりまして、それに基づいて認定というのをやっていくわけなのですけれども、当然申請書類のほうで確認する内容としましては、そのマンションの組合の運営が適切か、あと管理の規約とかはちゃんとつくられているか、あと修繕に関する情報がちゃんと定められているか、あとは組合の経理がしっかり適切に行われているか、長期修繕計画が作成されて定期的に見直しが行われているか、またマンションの管理組合の名簿、こちらのほうはちゃんと確認を毎年1回以上行っているかなどについて書類を作成していただいて、それが適切かどうかというものを審査していくことになるのですけれども、そちらの内容については当然市のほうも、先ほどセンターで審査ということもございますけれども、中身は市のほうも把握しているような状況でございますので、その辺については必要であれば市のほうから指導、助言なり、そのマンションに対して行えるということになっておりますので、その辺はしっかりやっていきたいと考えております。

（秋谷）最後に、今のマンションの話でお伺いしておきますけれども、市内にマンションって一体何棟あるのでしょうか。それで、そのマンション棟数を管理、ローリングではないですけれども、市の計画ではないけれども、見ていく人間的なものというのは問題がないのでしょうか。

（建築住宅課長）今のご質問ですけれども、市内のマンションの棟数ということでございますけれども、こちらのほうは令和4年の時点で埼玉県より提供されたデータなのですけれども、今、団地数でいきますと71団

地、住棟数でいきますと216棟ということでこちらとしては把握しております。こちらの団地についての適切な管理というか指導が今の体制でしていけるのかというお話だと思うのですけれども、やはりマンション自体は当然管理組合のほうでしっかり管理していただくということが基本、原則だと思うのですけれども、それがままならないような団地については、今後行政のほうが指導、助言とかというふうにできるような制度になっておりますので、していかなければいけないということですが、その指導、助言しなければいけない団地がどのくらいあるのかというのが今まだ現段階ではっきりしていない状況ですので、その辺も状況を見まして、必要であればそれらに当たる職員の人員増とかも含めて今後検討していきたいと考えております。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第41号 令和6年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 令和6年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑は……休憩しますか。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 5 6 分)



(開議 午後 2 時 0 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(小泉) それでは、北新宿第二土地区画整理事業について質問したいと思います。

現在事業の進捗率が76.5%ということで、約4分の3が終わっているのかなというところなのですが、私が議員になりまして、北新宿地内で大変多く事故が起きるということで、あそこに止まれが欲しいとか、そのような要望がありまして、吹上支所の裏の第二土地区画整理事務所のほうにお邪魔させてもらって、ちょっと何度かお話をさせてもらったのですが、そのとき相談したときは、事業が終わらないと、終わらないというか、ある程度のところまでめどがつかないと、止まれというのは警察のほうで立てられないということで、そのためにバリケードがあるというような、バリケードが何か所か設置されていて、スピードが出ないようにになっていたかと思うのですが、昨年度かな、バリケードがないなというところと、止まれが設置されて、全てではないのですが、事故の多いところなのか、その辺の考え方が変わったのか、どういう経緯で止まれがつくようになったのか、その辺ちょっと分かれば教えていただければと思います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。

以前は小泉委員おっしゃるとおり警察協議を実施しましたが、まだ供用開始範囲が広がっていないことや交通量が少ないといったことから、区画線設置については設置が難しかったような状況でございました。昨年、令和5年度にJRのほうの新設の踏切の開通及び2つの既存の踏切

を閉鎖することによって、周辺の道路が大きく変化するといったことから、また当時より住宅が建築され、住民の方も増加しているといったような内容から、昨年度の令和4年10月に交通協議の必要性和範囲を抽出し、洲崎橋の北側、3号幹線と言われるところにまず十字交差点のマークをつけさせていただきました。吹上小学校の通学児童の安全ためもありまして、そういった場所に規制をかけた状況となっております。さらに、今年度より新設踏切周辺や幹線道路を優先に区画線処理の交通協議を行い、協議が調い、昨年、区画線設置工事を発注し、今年度……すみません、昨年ではないです。昨年に区画線設置工事を発注し、区画線実施工事を約1,500メートル実施した内容となっております。

以上です。

（小泉）まさに洲崎橋の北側ということです。止まれがあったのですけれども、ほかにもまだ設置しなければいけない止まれとかがあるのかなというところはあるのですけれども、その辺の今後の進捗状況というのは、結局止まれがないからみんな通行していつてしまうわけで、事故が起きるのです。教習所では見通しの悪い交差点は徐行だよというのをルールを忘れてしまうのだらうと思うのですけれども、止まれがなければ結構なスピードで行って、お互いがスピードが出ていて、ぶつかって車が動かなくなってしまうというような事故を私も何度か見ているのですけれども、その辺の今もうずっとやっていて、ウニクスの裏側というのですか、その辺のところはもう住宅もある程度埋まっていて、ここはもう止まれを早く置いたほうがいいのではないのかとかっていろんな部分があると思うのですけれども、その辺の止まれの設置とかという基準、基準というか、これからの考え方をちょっと教えていただければと思います。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）道路供用に向けて今後も地元住民や警察との連携を図りながら交通協議を進め、交通安全対策を図ってまいりたいと考えております。工事完了後は、引き続き交通協議を行いながら事業進捗に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

（小泉）それとあと、北新宿地内の榎戸の堰ですか、堰のちょっと橋の名前はちょっと忘れてしまったのですけれども、堰から北新宿、新しい踏切のほうに抜けていく道、右側に遊水池を見ながら左にカーブ、先に行くと踏切のほうに行くと思うのですけれども、その道が大分荒れているというのですか、既存の道で劣化もあって、榎戸の堰のところの橋からアトラクションのように一気に段差が下がって、ふわっと車が浮くというのですか、そのような現象になり、またその先の道が悪くて、そこからまた新しい踏切に行くほうは新しい道ができて、区画道路というのですか、区画道路が整備されて道はきれいになっているのですけれども、その辺の通りを改修というのですか、これは道路課になるのか、北新宿のほうの土地区画整理事業なのかちょっと、その辺も含めてその辺の予定というのですか、何か理由があるのか。せっかく踏切がきれいになったのに、行くまでにぼこぼこした道を通ってから道がきれいになった踏切を渡るのか、帰りも、帰りというか、向こうから逆サイドから来たときに、踏切を渡ってきたら、最初はきれいだけれども、結構工事ダンプとかが通って、遊水池を造ったり、雨水管を埋めたりというのがあって大型が通ったりという部分で道路の劣化というのですか、その辺がちょっと激しいのかなという部分があるのですけれども、その辺の今後の予定をちょっと教えてもらっていいですか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）お答えいたします。

小泉委員がおっしゃるところは昨年度までインフラ整備などの工事を行っておりまして、それでそれが完了しまして、そういった影響で今現在はちょっとまだ本復旧もされていない状況で、大分路面が凸凹してきている状況となっております。こちらの路線につきましては、区9—12号線という路線でありまして、幅員が9メートル、これの片側歩道付きの路線となります。こちらにつきましては、来年度に区画整理事業としましてこちらのほうで予算計上しているような状況となっております。以上です。

（秋谷）526、527の歳入からまずちょっと伺いますけれども、社会資本整備総合交付金を4,239万5,000円と見込んでいるようなのですが、5年

度補正、ついさっき、昨日か、5年度補正に比較すると、この予算、国庫補助を見込んでいる予算額が相当少ないように感じるのだけれども、これは第何次補正とか、国の補正に合わせて要望額を積み込んでいくから当初はこんな感じになってしまうのでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長） それでは、お答えいたします。
社会資本整備総合交付金が前年度に比べて減少した理由ですけれども、まず主な要因といたしましては、物件移転補償料を増額し実施する一方、区画道路築造工事などの減が主な要因となっております。これにつきましては、例年区画道路築造工事は物件移転補償や水道、下水、ガスなどのインフラ整備と同一路線で施工していることから、どうしても繰越し工事が多く発生してきております。このようなことから、区画道路築造工事をスムーズに行うために、令和6年度につきましては物件移転補償を優先して、その分道路築造工事が減ったことによって今回減というふうなことになるっております。
以上です。

（秋谷） おっしゃっていることは分かるのですが、例えばこの4,239万5,000円という見込みで、実際のところ75%程度しかつかない。計算上この金額なのですか。また、これはとはまた、では今の話も一つの質問ね。75%だからこの金額なのか、もっと多く出している……もし本当に5年度ベースで社会資本整備総合交付金が来るのなら、これ掛ける75%ということになってしまうではないですか。そうしたらもっと事業自体は進まないという計算になってしまうと思うのです。
あと、もう一点ちょっと伺いたいのは、社会資本整備総合交付金が例えば7年度以降ずっと同じ規模で維持できるかどうかって誰も分からないと思うのですが、早めにどんどん、どんどん国からいただける補助はマックスで取っていかないと、いずれ何か別の補助金に置き換わってしまって、当初の見込みがさらにずれ込んでしまうことになったりしないですか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長） それでは、お答えいたします。
まず、6年度につきましては、先ほど申したような形で、どうしても工

事費を減らしたことにより社会資本整備総合交付金の要望額が減ってしまっているという現状となっております。その結果として、ちょっと前年度に比べるとそのぐらいの率で落ちているということなのですが、今後につきましては、令和7年度以降につきましては、逆に今度道路改良工事を増やすことでそちらの分が増えてくるといったような形で要望のほうをしていきながら、工夫をしながら物件移転補償や道路工事などの事業を進めてまいりながら国庫補助金を活用していきたいと考えているところでございます。

以上です。

（答弁漏れの声あり）

（都市建設部参事兼市街地整備課長）計画に対してこれで75%つくると低くなってしまうということも想定されるのですが、要望上はそのような形でも上げておるところです。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時22分）



（開議 午後2時23分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）それでは、お答えいたします。今回の部分につきましては計画どおりの予算として上げておりますので、これで内示率が低いと、それより低くなってしまうというようなことになります。

以上です。

（秋谷）休憩中にちょっと話したから、話的にこの予算書自体の正当性というのは当然あるのでしょうかけれども、予定どおり入ってくるべき国庫補助が、仮にですよ、5年度並みに75%だとしたら、今年度のこうやって予算を組んだけれども、実際決算の時期になったら75%しか進まないという話になってしまうのではないのでしょうか。さっきの補正だって、結局補助のつき具合が悪いからやむを得ないですよねというような話だったと思うのだけれども、そういうものなのではないでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長） それでは、お答えいたします。
今回このような形で要望させていただいているのですが、今後また改めて要望、追加要望とか、そういったのがまた発生したときに、財政部局やいろいろな関係機関とも調整しながら必要箇所を要望していきたいと考えております。

以上です。

（秋谷） あと、歳入のところで保留地売却収入があったと思うのですが、私の聞き間違いでなければ3画地分というお話だったのですが、昨日の補正のときに値段はどれぐらい上がるものなのかどうかというお話をしたと思うのだけれども、実際土地の地価というのは6年度は何%か上昇したのでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長） 昨年度と今年度の標準地価額を比べますと、微増といたしますか、何百円単位なのですが、平米当たりの単価は上がっております。昨日お話しした3画地、今回保留地は3画地全体で売れているのですが、昨日のお話をした中では新規販売は4画地のうち実際には2画地、さらに特別保留地という1画地が昨年度売却できましたので、合計では3画地売却されたといった内容となっております。
以上です。

（秋谷） 午後一の一般会計のほうでも聞きましたけれども、結局地価が上がる理由というのはもちろん土地の評価にもよるのだろうけれども、区画整理、一言で、聞こえは悪いかもしれないけれども、要は地上げ、いろいろな上下水道の管を引っ張って来たり、その周りに舗装道路を設置したり、いろいろコストの部分というのは間違いなく上昇しているではないですか。投資をしているわけですよね。その部分というのは地価には乗らないのですか。一般的な我々でよく道路認定に行くときに新築住宅とかいっぱい見ますけれども、ああいう例えば一般の開発行為をやっている民間業者だと、道路部分を結局市に採納はしているけれども、でもあれを負担しているのは買っている人ですよね、単純に言ったら。水道にしても、あるいは都市ガスが入れば都市ガスの分も、そういったのもあそこの購入者が全部負担して、道路部分は市がいただいているだけ

の話ですよ。こちらも同じような考え方になってもおかしくないと思うのだけれども、何かなってなさそうな気がするのですが。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）こちらというのは標準地の価格のお話でよろしいのですか。標準地のやはり選定につきましては、昨日もちょっとお話しさせていただいたのですが、まずやはり不動産鑑定、そちらを行うことになります。まず、土地の標準地を決めるに当たりましては、やはり区画整理事業としましての土地の格差基準というのがございまして、その標準地から、例と上げますと補正をかけるような状況となっております。その補正が更地や物件移転のあるなし、それによって等倍となるのか0.何倍というふうに下がった掛け方をするのかとか、間口がどのくらいあるとか、土地の面積が何平米以上あるとか、そういった補正係数を掛けて金額を出しております。これ今までも通年このような形でやっておりますので、やはりその土地土地の形によって大きく左右されるというのが区画整理地内の標準地の考え方になります。

（秋谷）税の部分で、いろんな工事とかはやっているわけだけれども、投入する税一つ取っても、さっきも話したけれども、原材料費が上がっている、工事をやる人件費が上がっている、それで水道光熱費とかいろんなものが上がっているわけではないですか。コストはしっかり上がっているのに、分譲の価格を上げられない。ある意味税が入っているから。だったら、上げられないのだったら上げられないで、売り方ってあると思うのです、明らかにほかで分譲をやっているところよりも安いわけだから。そういう理解でいいのですよね。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）そのような形で行っております。さらに、今大きな土地を分割して売ったりとか、そこら辺もいろいろ考えながら、やはり今大き過ぎても売れないとかもありますので、そういったところは2分割にしたりとかしたりして売ったりするようなことも考えながら進めているところです。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第44号 令和6年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 令和6年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（秋谷）令和7年度事業終了に向けての課題というものはあるのでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）それでは、お答えいたします。課題としましては、換地処分に向けいろんな手続、これから換地計画書や事業計画書作成など、いろんな手続もございます。そういった中で県や関係機関との協議が必要となり、協議等に日数を要することが課題ではありますが、事業内容の整理を行いながら、早期完了に向け、スケジュールについて精査してまいりたいと考えております。

以上です。

（秋谷）基本的に事業地内の地権者さんとの協議というのは、もう全部

終了しているのでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）用地関係はできているのですが、これから清算金とか、そういったものに関してはまだやはり地権者との調整が必要となりますので、そこにつきましてもお互い調整を行いながら進めていければと考えております。

以上です。

（秋谷）清算金というのは滝馬室の区画整理で今清算の地権者、地権者というのか、権利義務者との間で金銭の金額を決めて、月々、月というのか、今は年か、分割で納めてもらっている方々がいらっしゃるけれども、そういった事業のことを言っているのかな、清算は。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）滝馬室などにつきましてはある程度もう清算金もお互い確定しまして、その後の支払い内容、支払い回数などで今そういった形で分割で納めているところはございますが、広田につきましてはこれからその清算金をお互い確定する、金額などもお互いに同意していただいたりする作業というのがまだこれから残っていることになります。

以上です。

（秋谷）具体的にちょっと、私、土地いじっているわけではないので、イメージが湧かないのですけれども、例えば新しく入られた方というのはもともと値段が決まっている土地を自分で買って、それで越されてきた方だからいいと思うのですけれども、もともとの地権者の中で清算するための金銭のやり取りというのは、どのようなやり取りというか調整をするのでしょうか。ちょっと分かりやすく説明してもらいたいのですけれども、清算金について。

（何事か声あり）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2 時 4 1 分）

（開議 午後 2 時 4 1 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（都市建設部参事兼市街地整備課長） それでは、お答えいたします。

清算金とは、まず清算金の内容につきましてなのですが、区画整理事業では、整理前の評価額と整理後の評価額がある程度等価、同じような価格になるような換地面積をまず決めております。しかし、全ての土地がお互い等価になっているようなわけではございませんので、そういった格差をなくすために区画整理の終息段階、いわゆる換地処分の際に金銭のやり取りを行うのが清算金といった内容となります。これにつきましては清算金が、いっぱい土地を持っている方というのは、逆にお金をもらうような形が通常多くなります。やはり新しく住んでこられて土地が小さいところに関しては、逆にお金をもらうような、そういうような形で、そういった人たちが清算金というようにことになっていくようなことになります……失礼しました。小さいほうの方は、逆にお金を払っていただくというように、均等にしていこうということを今後やっていくということになります。

以上です。

（秋谷） ちょっと私の日本語理解力が間違っていたら指摘してもらいたいのなのですが、つまり土地の小さい方がお支払いするということは、新しく越されてきた方たちも対象者になるのですか。全てこの事業地内に住んでいる方々の中で清算を全部した結果、場合によっては最後の1画地に越された方もさらに追加でお金を支払わなければならない事態が発生するのですか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長） やはり最終的な土地の価格を決めるときに、その価格に満たない土地というのもしっかり出てきます。そういった方というのは、新しく分譲で入った方でもやはりその価格に満たない場合はお金をもらって、同じような均等となるような形をするためにやっぱり徴収も発生することもあります。

以上です。

（秋谷） そうすると、この清算で、これ地権者、この区画内の地権者全員が了承しないと駄目なのではないでしょうか。そういうことになってくると、令和7年度に清算する、清算というか事業自体の終了というのはすごく

難しいイメージなのだけれども、この7年度を事業期間としている部分はこういう事業までと、こと清算について言ったら、7年度を越えても別に、例えばここから先5年かかろうが、あるいはみんな和解というか調整がつくまで延ばしてもいいということなのではないでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）換地処分自体はできると考えております。その後の中で清算金などの調整も図っていくのかなと思っております。

以上です。

（何事か声あり）

（委員長）では、暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時45分）

（開議 午後2時46分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）清算金の額のお互いのやり取り、確定ができれば、そこで事業のほうの終結といいますか、事業計画は終わるということになるのですけれども、その後の支払いが残ることに対しては、それは引き続き進められるということになります。

（秋谷）そうすると、あくまで清算金の金額だけでも7年度中にみんなが調整できるというお見積りでやっていらっしゃることなのですからけれども、そんなに簡単なものなのではないでしょうか、出す人のほうは。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）秋谷委員のおっしゃるとおり、やはり金銭が伴うことと、やはり支払うということはそれなりの相手の方の同意が必要となってきますので、それにつきましては丁寧な説明を行いながら、お互いが納得していただけるように努めていきたいと考えております。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

（何事か声あり）

（都市建設部参事兼市街地整備課長）すみません。１点発言の訂正をお願いしたいのですが、広田のまず初めのところで、正しくは「議案第45号」と言うところを「議案第44号」ということで間違って発言をしてしまいました。正しくは45号ですので、おわびして訂正申し上げます。
以上です。

（委員長）ただいまの訂正の申出はご了承願います。
なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。
以上で質疑を終結いたします。
これより討論を求めます。
初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。
よって、討論を終結いたします。
これより採決いたします。採決は挙手で行います。
議案第45号 令和6年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。
よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時49分）

_____ ◇ _____

（開議 午後3時02分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、議案第47号 令和6年度鴻巣市水道事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（小泉）23ページの馬室浄水場及び吹上第二浄水場耐震診断業務委託料の件なのですが、ここの2施設というのですか、2施設を選んだ理由というのはいくつかあるのでしょうか。

（水道課長）まず、この2施設を選んだというところなのですが、今水道課で扱っている浄水場の中で、大きい浄水場として馬室浄水場と吹上第二浄水場の2つの浄水場がございます。27年に一応耐震診断を行っておりまして、1次診断を行っているのですが、ちょっとまだ2次診断を行っていないというところで、今回この2つの施設の耐震診断の2次診断になるのですが、そちらのほうを行うというところになります。耐震診断の指針が令和4年度に改定になりまして、本来であれば今年度行いたいところではございましたが、3条の予算の関係で来年度の施行というか、実施というふうになりました。

以上です。

（小泉）この2か所、この配水池というのですか、丸い、これそもそもこの配水池というのは耐用年数は何年とかというの、もしあれば教えてください。

（水道課長）配水池はコンクリート構造物になりますので、一応耐用年数としては60年というふうに考えております。

以上です。

（小泉）あと、耐震2次診断ということで、2次診断を行って不具合箇所があったら、では今度また補修をするのか、第1次診断を行って、何かあったから第2次診断、では第2次診断で駄目だったからって、今度では第3次診断とかがあるのか。もし耐震に不具合があったときにどのタイミングでやるのかという規定というのは、水道施設耐震工法指針というのがある、令和4年度に改定されたと思うのですが、それでどういうことをやるというのですか。これ駄目だよというのが分かるわけではないのですか、診断をするわけですから。それで、もしなかった場合というのは、地震でクラックが入っていたら、それは補修しなければい

けないと思うのですけれども、その辺の診断で、では診断をした後に、いつ対策をする。する必要があるのかという、対策を、診断結果、すぐにできるものなのか、その辺伺います。

（水道課長）まず1次診断をやって、その結果から2次診断を行うという流れになるのですけれども、まずもって1次診断というのが簡易的な診断になりまして、例えば壁と柱の断面積とコンクリートの強度だけを用いて、そこに自重の重さに水平地震振動というのを掛けて、応力計算して、もつかもたないかというのをやるのですけれども、2次診断になりますと、今度そこに鉄筋量とか、その辺の構造物自体の粘り強さという、靱性というのですけれども、そちらのほうまであるのかなというのを診断して、より精度の高い診断になります。流れとしては、1次診断を行いました、そこでNGが出ました、では2次診断をやりましょうかと。2次診断をやって、そこでどういう結論が出るかというところになります。

今回、馬室と第二浄水場と、この2次診断を行って、どういう結論が出るのか。例えばそれがオーケーであればオーケーで、そのまま何もしないで続けて行っていくことができるのですけれども、そこで仮にNGが出たとしても、どういうNGで、それを例えばオーケーにするにはどういう対策方法を取らなければいけないのかというのは、ちょっとそこは検討してみないと分からないのですけれども、簡易的な補強で済むのか、完全にもう新しいものに取り替えなければならないのかという、そういう結論が出た段階で判断するようになるかと思うのですけれども、今後の流れとしては、やはり最終的には人口減少とかそういったものもありますので、そこでダウンサイジングを図る可能性もあるとか、そういったものもいろいろ踏まえて今後については考えていくということになりますけれども、取りあえずは結論が出てから考えたいかなというふうには思っております。

以上です。

（小泉）今答弁の中で、第1診断をして、今回また第2診断ということで、第1診断のときに何か不具合が、この2か所というのは何かあった

というか、簡易的なもの、それがあったから、さっきの答弁の中だと1次診断で何かがありましたから今回第2次診断を行うということで答弁されていたかと思うのですけれども、その辺が分かれば教えていただければと思います。

（水道課長）27年にやった耐震化計画の中では、一応馬室浄水場と吹上第二浄水場については、馬室浄水場ではナンバー1の配水池は耐震性がちょっと低いよというところが出ていて、ナンバー2の配水池については一応高いという、大丈夫だよという結論が出ています。それとあと、第二浄水場については3つの配水池がありまして、ナンバー1とナンバー2が低いよと、ナンバー3については高いよというところで、結論は出ているのですけれども、一応先ほど申したとおり2次診断をやることによって、より精度の高い耐震化が図れるのかどうかというのも判断したいというところもございますし、診断の改定もあったというところもございますので、そこでちょっと診断を試みようというところがございます。

以上です。

（小泉）では、あと行く行くは耐震2次診断をほかの箇所でも、今回は金額も6,500万円かかるので、では一緒に全部やっしまおうぜというわけにはいかないのかなという部分あるのですけれども、そこを、今年はここ、あとほかの施設も今後やる予定があるのかを伺います。

（水道課長）先ほど申したように馬室浄水場と吹上第二浄水場というのは結構しょっている、配水しているエリアも大きいというところで、まずはそこからというふうに考えてございます。あと、今後については、先ほど申したように、今後の水運営の考え方もありますので、ダウンサイジングをすとか、統廃合を図るとか、その辺の考え方もございますので、それ以降のものについてはまたその辺の水需要も考えながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

（小泉）最後に、配水池の耐用年数が60年ということだったのですけれども、これが60年の、今何年に建てられて、あと何年ぐらいの猶予があ

るのか、その辺最後に聞きたいと思います。

（水道課副参事）お答えさせていただきます。

先ほどのご質問で、今回対象となる4つの配水池なのですが、馬室浄水場のナンバー1配水池が今約45年経過して、昭和56年築造です。ナンバー2が平成8年。比較的新しくて、約28年経過している。吹上第二浄水場につきましては、ナンバー2配水池が昭和58年、約47年経過。ナンバー3配水池が平成8年ということで、同じく約28年経過しているということで、そういう状況となっております。

以上でございます。

（金子）令和6年度ということで、令和5年度と比較対照しまして、先ほどお話の中では給水戸数、これが1,000戸増えた。それと、それで増えるかなと思ったら、年間総有収水量、これが少なくなったということですよね。そうすると、1日の平均有収水量、これについても当然少なくなっていると。その後の、私が言っているのは今1ページですけれども、1ページのところ、あと（4）としては主な建設改良事業としては、去年については配水設備が、拡張工事が、拡張事業結構主で、配水設備の改良事業は同じぐらいですけれども、原水等及び浄水設備改良事業については少なかったのですけれども、今回非常に多いような状況ですよね、改良事業ということで。それを見ますと、今後については、今のお話の中でも非常に馬室についても、吹上とかについても年数たっているということですけれども、これについての新しい、その今後の見通しということで、それとあと改良とか、新しい設備とか、そういうふうな段取りとかも含めまして、今後の見通しについてちょっとお聞きしたいと思います。

（水道課長）今後の見通しというか、今後の水道事業の進め方というか、その辺に関しましては、一応鴻巣市水道ビジョンという上位計画を立てておりまして、そこに基づいて、その下に先ほど申した耐震化の計画とか、管路の計画とか、そういった下の計画ございまして、その計画に基づいて水道事業は進めておるのですけれども、今後はやはり老朽化対策、それとあと今どきでいうと地震の対策、耐震化の対策、そういったもの

を進めながら、なおかつ人口減少はおよそ10年後ぐらいには始まるのかなというふうには、その辺も見据えながら、行く末のダウンサイジングというものも考えて事業を進めております。管路の耐震化については、一応昔の古い管は布設替えをどんどん行って耐震化、新しい管に入れ替えられるように行っておりますし、令和4年度から新しく水道管、配水ポリエチレン管で、そちらのほうが高耐震性が高いというところで、従来のH I V Pと言われる耐衝撃性塩化ビニール管に代わりましてそちらのほうを来年度から本格的に採用して、さらに管路の耐震化も図っていくというふうに考えております。そういった形で、いろんな老朽管もそうですし、耐震化のほうも進めながらやっていきたいかなというふうには思っております。

以上です。

（金子）今の配管ですけれども、参考にちょっと。耐用年数ということで考えると、何年ぐらいもつのか。新しいものということで。

（水道課長）先ほどのポリエチレン管については、メーカーのほうのあれなのですけれども、一応100年もつと。一応融着でつけるタイプのポリエチレン管なので、従来のメカで、機械継ぎ、メカ継ぎ手とは違って、そういうところから漏水しないとか、融着なので、ほとんど一体化されるというふうな考え方になっておりますので、メーカーのほうでは100年… …

（何事か声あり）

（水道課長）一応参考までに。H I V P管というのは、一応同じ条件で60年ぐらいということなので、若干ポリエチレン管のほうが長くもつというふうになります。

以上です。

（上下水道部長）ポリエチレン管、鴻巣市ってガス水道部ってガス事業もやっていたときがあるのです。その中で、ガス管のほうが先にポリエチレン管、P E管というのですけれども、今黄色だったり緑だったり、今黄色かな、黄色であるやつで、それは揺れだとか、引っ張りだとか、そういったのに強いのです。デメリットとすると、紫外線に弱いだとか、

あと重機の、軟らかいものですから、それにつつかれることに弱い。そういった特徴があるのですけれども、それは中密度ポリエチレン管というのをガスは使っていたのです。鴻巣も使って、それに替えて、すぐ東京ガスになってしまったのですけれども。

そういったのが、今度水道でも使えるようになった。それは、高密度ポリエチレン管なのですけれども、それが今まで普及の段階で高かった、値段が。それは耐震管に認められるのです。今までこの間まで使っていたH I V Pというのは、耐震管に入らない、ならない。率に入れてもらえないのです。そういったことから、令和4年、令和5年をちょっとそれ採用してみましようということで試験的に導入してみて、今後、令和6年度から、それとあと铸铁管のほうを使いながら耐震化率を上げていこうというふうに考えております。（P.88 発言訂正あり）

以上です。

（金子）詳しくありがとうございました。

参考に、ほかの市町村についてもそういうふうな方向でということによってよろしいわけですね。

（水道課副参事）本格導入の前に、10月に県内の事業体、56だったかな、アンケート取りまして、今埼玉県下で41事業体、78.8%が採用している（P.89「回答があった52事業体の中の41事業体が採用していて78.8%になる」に発言訂正）ということで、我々の試験採用でも特に施工性とかで大きな問題は見られなかったもので、来年度から本採用ということで考えております。

以上です。

（金子）了解しました。

もう一つ、9ページの関係でございますけれども、給与費明細書のところで、総括のところで、前年度が18人ですよ、一般職。また、今回、本年度は19人ということで、1人増えた要因というか、仕事量的なものとかいろいろ加味してやられたのだとは思いますが、今後についてはどうでしょうか。それも含めてお答えをお願いします。

（経營業務課長）今回予算で1人増えている背景なのですけれども、ま

ず新規採用職員が採用されました。その原因としまして、我々総務課のほうに人事要望という形で日々しておりまして、今年度、来年度と料金水準の検討の審議会を開くので、これまで料金水準を検討したこともない中で、人員を増やしてスムーズな審議会運営ができればなということで要望していたところ、職員課のほうからも採用が人がつきまして、今こういう体制でやっていますので、予算要求として1人増という形になっております。

以上です。

（金子）事務職というよりも技術職とか、職種によってはどうなのでしょう。

（経營業務課長）今回19名の中の新入社員というのが事務職で、簿記の経験を持った、複式簿記を経験した、資格を持った人間が配属されています。

以上です。

（矢島）27ページをお願いします。

一番上の上下水道事業運営審議会委員報酬なのですけれども、先ほど人員が1人増えた要因の一つかもしれないのですけれども、令和6年度の審議会開催予定と審議の内容、それから現在、今年度も実施していると思うのですけれども、審議の進捗状況についてお聞かせください。

（経營業務課長）まず、令和5年度につきましては2回開催しました。1月と2月開催いたしました。それで、この令和6年度予算に計上しているのは3回分でございます、これまでの鴻巣の水道事業の概要と、あと今後の事業計画、財政見通しについて説明をしまして、あと収支均等に向けた取組など、第2回の2月で説明をいたしました。来年度、3回予定はしているのですけれども、その中で水道料金の現状分析、料金体系の検討など、あと答申案の検討などを行って、11月には審議会から答申をもらった後、12月には全員協議会へ報告する予定でございます。以上でございます。

（矢島）その下なのですけれども、委託料のところ、先に、順番なので。宿日直業務委託料があるのですが、これの委託先、それから委託料

の算出根拠についてお伺いします。

（経營業務課長）現在の委託先は、鴻巣市水道協同組合になります。委託の算定根拠なのですが、国交省の警備員の労務費を基礎単価として、労働時間に基づいて算定しております。

以上です。

（矢島）続いて、その下なのですけれども、これ先ほどの審議会との絡みなのですけれども、審議会支援業務委託料というのは、先ほど申し上げました審議会、これのための業務ということなののでしょうか。この600万という数字、どのような内容なのか、お聞かせください。

（経營業務課長）まず第1次的に、会議を進行しますので会議録の作成です。あと、それと料金のシミュレーションとか、委員さんから出された要望に対する資料作成など、ロジスティックというか、後方支援的な業務で、資料作成とか、あと会議の進め方など、もちろん我々職員で主体的に進めるのですが、コンサルタントの知恵を借りて、会議の進め方などアドバイスをいただいています。

以上です。

（矢島）そのコンサル料、トータルでこの金額ということなののでしょうか。どこの事業主体でもこのような形で料金体制の見直しですとか、そういうことをやっているのでしょうか。自前でやらずにコンサルに頼っている現状なののでしょうか。

（経營業務課長）コンサルに頼っている、頼っていないところは、これは市町村によって本当まちまちで、鴻巣のほうはコンサルに頼っていると。実際上尾市とか、一定の規模の水道事業体になると、やっぱりコンサルに頼っているのかなというところもあるのかなと思うのですけれども、我々としてコンサルに今回頼んだのは、やっぱり料金算定をシミュレーションしたりとか、いろんな前提条件を変えて料金を計算するものですから、外部のコンサルにお願いしたほうがいいだろうということで、今回再度運営支援ということで、コンサルに外注する予算を組んでおります。

以上です。

（矢島）もちろん多分大変な作業だと思うのですけれども、人員１人増の上に、コンサルに依頼をするということなのですから、やはり自前でというのは非常に難しいのでしょうか。

（経營業務課長）私も去年１年間、管理職として、課長として携わったのですが、まだやっぱり料金の算定のルールというのが基本的なことがあって、この料金算定だけに本当にもう８時間、営業日２４０日張りついていけばいいのでしょうかけれども、今単独ついているのは管理職で、いろいろこの料金改定だけではなくて、料金のこととか経営の細々としたことも携わっておりますので、やはり専門的な知識が要るので、職員だけではちょっと難しいのかなと思います。

以上です。

（矢島）最後ですが、コンサルに依頼していることは審議会委員のほうは皆さん承知はしているのでしょうか、最後にお尋ねします。

（経營業務課長）審議会の会議にも参加しておりますし、審議会メンバー全ての方、承知しております。

以上です。

（秋谷）まず、８ページのキャッシュフローの計算書のところなのですが、一番最後のところの資金の期首と期末の残高で３億ぐらい減っていますが、１４億で突発的なことが起こった場合対応できるのでしょうか。

（経營業務課長）こちらの資金残高なのですが、突発的なことが起きたら対応できるかどうかについては、対応できると。なぜならば、この１４億というのは給水収益の約６か月分は確保しているということなので、６か月あれば何とか突発があっても対応できるだろうと。その理由として、東日本大震災の際、最大６か月復旧までかかったという事実もございますので、まずこのことから、仮に今突発なことがあったとしても、この金額であれば取りあえず事業運営はできるだろうというふうに認識しています。

以上です。

（秋谷）ちょっと上のほうに、頭のほうから戻ってしまいますけれども、

純利益が457万2,000円。ちなみに、5年度は幾らでした。

（経營業務課長）5年度は、14ページをちょっとお開きしていただきたいのですが、14ページに、これ令和5年度の損益計算書になるのですが、一応見込みなのですけれども、下のほうに6番のところに当年度純利益、5年度の予定ということで1億1,000というふうに見込んでおります。以上です。

（秋谷）1億1,000を5年度時点では見れたのが6年度は457というのと、相当厳しく見ているほうなのかな。その理由はどんなものなのでしょう。

（経營業務課長）厳しく見ているというか、予算のほうは予算で組んでいます。これから予算執行の中で入札とか、入札だけではなくて競争見積りとかという過程の中で、これだけのお金を執行しない場合ももちろんありますので、今当期純利益、6年度ベースですと457万という形で計上していますが、6年度の予算執行する中で、ちょっとこれも執行してみないと分からないのですが、ある一定量の執行残というか、執行しない費用が出てくると思いますので、これがあくまでも出発点であって、これから予算、水道課のほうで事業執行する中で見積りなどで競争していきますから、そうした中でお金は生み出されるというふうに認識しています。

（秋谷）では、ちょっと先に飛ばします。23ページまでちょっと飛ばしてしまいますけれども、まず委託料の中の水道施設運転管理等包括業務委託料があって、浄水場とか井戸とかの包括委託なのですけれども、年間でどれくらい費用の削減ができていますでしょうか。

（水道課副参事）今回は令和5年2月1日から令和10年1月31日までの5年間の契約期間ということで、包括前の平成31年度の状況と比較した結果、1年度、1か年で約900万円程度削減できていると試算されております。

以上でございます。

（秋谷）本当に、さっきの一般会計の都市建設のときにもお話をしたけれども、コストがかかっていますよね。一言で言えば物価高騰だ。各種委託先の人件費も当然上がっているし。そういったものはどこかで見て

あげないといけないだろうと思うのですけれども、5年の2月1日以前の状況と現状というのは明らかに違いますよね、環境が。そういった部分はどこで見るのでしょうか。面倒を見るというのかな。もうあくまでそれは5年の長期契約だから面倒見なくていいものなのですか。

（水道課副参事）包括の契約の条項の中に、著しく突発的に資金が、要は人件費等の高騰とか材料費の高騰があった場合は協議をして変更することが可能であるとはうたっているのですけれども、あくまで包括業務という性質上、民間側の努力によってそのような穴埋めもしていくというような期待もあった中での契約になっておりますので、今のところそういう申入れもございませんので、何とかうまくやっただけしているのかなという形では理解しております。

以上です。

（秋谷）うまくやってあげられればいいけれども。

同じ23ページの中で、県水の受水費なののですけれども、896万立米か、受け入れているのですが、1立方幾らになるのでしょうか、県水は。

（水道課長）1立方当たり61.78円です。

（秋谷）県のほうも水道料金、この県水の料金の見直しをやっているのではないかと思うのですけれども、今段階で県水というのはどれくらい上昇しそうに見込んでいるでしょう。

（経營業務課長）この話は2月に行われた上下水道事業の審議会でもお話ししたのですが、県水のほうは今現行61.78円を、改定後は74.21円ということで情報提供をいただいております。

以上です。

（秋谷）そうすると、県水が1立米当たり13円まではいかないけれども、それ近く上がるということは20%上昇することになるのですけれども、市で今この県水の受水が896万というのは、全体で使っている量が、見込みで年間総有収だと1,179万のうちの896万だから、7割が約20%料金が上がる。そうすると、市の料金全体にこの値上げがかかってくるウェートというのは何%になるのですか、7割が。県の分だけね、今ね。

（経營業務課長）こちらも上下水道事業運営審議会でちょっとお示しし

たのですが、県水が与える影響は約 6 %。鴻巣の水道事業の料金を 6 % 上げなければいけないと。

（約の声あり）

（経營業務課長）約 6 %ということでお示しさせていただきました。
以上です。

（秋谷）そうすると、先ほど矢島委員のほうが上下水道の運営審議会の質疑やっていましたけれども、市の分の上乗せも当然やらなければならないものに対して 6 %と。それで、前に、去年の 6 月だったかな、一般質問やったとき、10 %、20 %、30 %という値上げの、見込みと言うのも何か変だ、パターンね、10 %上げる、20 %上げる、30 %上げるという見込みをビジョンでは示しているのだけれども、それプラス、例えば 20 %上げるとしたら、プラス 6 %上がるということなのかな、単純に。

（経營業務課長）その認識で、そのとおりでございます。

（審議会の声あり）

（経營業務課長）今審議会で議論しておりまして、今の秋谷委員と同じ内容を審議会で今説明をしているところでございます。
以上です。

（秋谷）それは審議会次第で、26 %の値上げだと何年間かしかもたないから、場合によっては 30 %プラス 6 になる可能性というのもあるのでしょうか、審議会の内容によっては。それはない。

（経營業務課長）これ審議会の議事録のほうにもちよっとお示しさせてもらったのですが、まず水道ビジョンの改定版に示している 20 %というのと、本当にもう最低限の料金の増収幅ということで 17 %というのもお示しさせてもらいました。それと、今秋谷委員のおっしゃっていた水道料金算定要領に書いてある標準的な資産を維持する率でやると 37 %という 3 つの案を示させていただきまして、委員のほうで取りあえず、これから議論深まっていくのですが、どの案が現時点では妥当ですかということで挙手で決を採りまして、第 2 回、2 月の審議会、その時点では 20 %が現時点では妥当だというふうな意見をいただいています。今県水の動向は、約 6 %というお話ししたのですが、埼玉県議会

で議論が進められることもあり、県もこれからいろいろ我々の意見を聞いて軌道修正もかけてくることになることだと思いますので、あくまでも県水のほうは参考意見にお示しして、我々本体の事業経営の必要な増収幅ということで示させていただきました。

以上です。

（上下水道部長）県水の値段が立米74円になるというのはまだ確定ではないということをまずちょっと頭の中に入れておいていただいて、74円が確実に決まった場合については、うちのほうに当てはめてみると今67だとか7割だとか、67%とか、70%とか、そういった中でやっていくと約6%ぐらいの影響が出るというお話をさせてもらっております。一応確認でございます。

以上です。

（ちょっと休憩の声あり）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後4時05分）



（開議 午後4時06分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（秋谷）33ページのところに配水管の新設工事ってあって、5件、1,485メートルか、そのうち区画整理で700ということですから、純然たる新設は七百七、八十になるのでしょうけれども、どの辺りでこの新設工事があるのだろう。区画整理以外ね、以外。区画整理はもう北新宿って分かるから。

（水道課長）北新宿以外の新設工事となりますと、工事名でいいますと新設工事及び布設替え工事というような位置づけで、布設替え工事をやるエリアの中で新設管が必要になる部分もあるというところで、そういった位置づけの工事の発注になっております。場所のほうなのですが、一応新設及び布設替え工事ということで4本発注する予定でございます。場所のほうは、まず1本目が箕田地内、それと2本目、大間2丁目地内、あと雷電1丁目地内、それと屈巢地内という4本を新設及び

布設替え工事というところで、新設工事も含んだような形で発注するということになります。

以上です。

（秋谷）その下で、布設替えの話なのですが、この13件で5,350メートルというのは、現状、市の、要は耐震管でないものに対するこの5,350というのは割合的に何%なのでしょう。

（水道課副参事）ざっくりの計算になるのですが、0.94程度なので、1%程度という形で今なっております。

（秋谷）耐震管でない水道管の総延長って、今何キロ残っているのでしょうか。要は布設替えをしなければならない距離数かな。

（水道課長）ちょっとざっくりなことになるのですが、令和4年度末の段階では9.8%、耐震管率がいつているのですが、5年度末、まだ終わっていないのですが、推定でいくと、これが約10%になると。今6年度予算で見ているこの工事をやったとして計算すると約11%ということで、大体1%ずつ更新されていくというような計算になります。

以上です。

（秋谷）布設替えというのはもう、もちろん地下に潜っていることだから、どういう状況かもなかなか分からないでしょうし、大変コストと時間のかかる作業だというのは今の数字的なものを聞けば分かるのですが、今の要は耐震性のない管というのは、どれくらいの例えば災害が来た場合耐えられるものなのですか。よく耐震管、耐震管っていうけれども、では新しく入れ替えた耐震管というのはどの程度の強度があるものなのでしょう。あるいは、今替えていないやつはどの程度の強度があるのでしょうか。

（水道課長）すみません、一般的にですけれども、耐震を施すとなると、今の考え方としては、今考えられる地震に耐えられるものを造るというような考えになりますので、今造っている新設の管というのは現在考えられる、想定できる震度に対してはもちますよというような判断で物事は進んでいると思うのです。過去の布設した古い管がどれぐらいの地震

でもつのかというのは、当然ながらその埋まっている地盤の状況ですとか、そういったもろもろの環境条件とかも変わってくるので、一概に震度幾つまではもちますとか、そういう評価というのはできないと思うのです。

以上です。

（秋谷）能登の地震であんなことがあると、一体鴻巣の水道はうまく流れてくれるものだろうかとかというのも大変関心があると思うので。では、あともう1点、2点ごめんなさい。新規の中で、その下にある馬室浄水場の記録装置用コントローラーというのがあるのですが、これは経年劣化ということですが、何年間ぐらい使って、本来の耐用年数というのはどれくらいなものなのでしょうか。

（水道課長）こちらの耐用年数は、一応地方公営企業法によりますと10年というふうに考えられております。今使っているものが製造年で平成19年のものなので、約16年ぐらい使っているものになりますということです。

以上です。

（秋谷）ちなみに、このコントローラー、オーバーホールしなかったらどういった不具合が起こるのでしょうか。

（水道課副参事）こちらのコントローラーで馬室浄水場が今中央で集中監視しているのですが、無人の箕田浄水場等のデータをやり取りするに当たって、こちらのコントローラーを介して演算したり数値を表示したりするような装置になっています。だから、はっきり言うと、壊れたりすると、馬室浄水場で箕田浄水場等の数値が全く見えなくなりますので、どのような流量を配水して、どのような圧力で送っているかとかが全く見えない状態になってしまうので、ちょっと直ちに現場で誰かが行かなければいけないとか、そういうことになりかねないということで、そういうような役目を果たしております。基本的にはそちらになっています。

（秋谷）あともう一点は、その下にある吹上第二浄水場の自家発電機のオーバーホールなのですが、これも設置年数と、大体どれぐらい耐久、

設置年数と耐用年数をちょっと伺っておきましょう。

（水道課長）こちらの自家発電機のまず製造年月日ですが、こちらが平成8年、約27年使用しているというものになります。先ほどと同じように、耐用年数については地方公営企業法によりますと15年ということになります。

以上です。

（秋谷）オーバーホールをやろうと思った何かしら原因があるのでしょうか。それとも、そういった原因ではなくて、全体的な水道施設を見た場合のしっかりとしたメンテナンスの過程なのか。

（水道課副参事）こちらのオーバーホールをやるきっかけとなったのは、今年度、令和5年の4月に落雷の影響で停電が発生した際に、ちょっと自家発電機が起動をしなくて、ずっと吹上地域でまた減断水みたいな形になってしまったという事例がありまして、その後も月次の点検入れているのですけれども、ちょっと調子が悪いというお話です。一度直したのですけれども、そういう話があって、全体的にもう部品が老朽化して、もう更新するか、今一度最後のチャンスとしてオーバーホールをするかというようなメーカーとのやり取りの中で、更新するにはちょっとタイミングと、あとはその規模というのですか、大きさを将来的にダウンサイジングすることが考えられておりますので、費用面も含めて今回オーバーホールで延命措置を図ろうということでちょっと対応することにいたしました。

以上でございます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（何事か声あり）

（委員長）上下水道部長の発言を許可します。

（上下水道部長）発言の訂正をお願いします。

先ほど金子雄一委員のご質問に対して、今後ポリエチレンのH P P E管と、あと铸铁管しか使っていないみたいなふうな、あたかもそんなような形になってしまいましたけれども、今後の布設替えだとか新設だとかの工事の際には、铸铁管のG X形だとか、あとポリエチレン管だとか、

排水用ポリエチレン管だとかの耐震管を使っていきますということをお願いしたいのですけれども。

（委員長）ただいまの発言の申出はご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（経營業務課長）本議案の冒頭で、議案説明の中で、「上水道施設建設改良事業」と言うべきところ、「上下水道施設建設改良事業」と発言してしまいました。おわびして訂正をお願いいたします。

以上です。

（委員長）ただいまの訂正の申出をご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

水道課副参事の発言を許可いたします。

（水道課副参事）すみません。先ほど金子委員のご質問の中で、配水管の県内の状況ということでご説明した中で、「56事業体にアンケートを行って41事業体が採用しており、78.8%」と回答してしまったのですが、すみません、これだと数字がちょっと合わなくて、「回答があった52事業体の中の41事業体が採用していて78.8%になる」ということで訂正させていただければと思います。おわびして、よろしくお願いいたします。

（委員長）ただいまの訂正の申出はご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第47号 令和6年度鴻巣市水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時20分)



(開議 午後4時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第48号 令和6年度鴻巣市公共下水道事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(小泉) これ北新宿の土地区画内の污水管渠築造工事と、あと併せて雨水管渠築造工事、ちょっとページ数がどれを指定していいのか分からないのですけれども、先ほど説明の中にも公共下水道事業会計の中である程度説明があったのですけれども、今回のこの工事によって、北新宿の污水管と雨水管渠の完成度、進捗率が今どれぐらいなのかを1点伺います。

(上下水道部参事兼下水道課長) ページ数は、予算書の32、33ページの2節工事請負費、その上から2つ目の公共下水道污水・雨水管渠築造工事、こちらの北新宿の工事となりまして、污水管渠につきましては令和4年度末で今現在77.8%の進捗状況となっております。

それから、雨水工事になります。雨水につきましては、元荒川上流第1排水区というのがJRよりも荒川側になりまして、元荒川上流第2排水区というのがJRよりも国道17号側になります。それで、令和4年度末での元荒川上流第1排水区、JRよりも荒川側が37.3%、それから元荒川上流第2排水区、JRよりも国道17号側になりますが、85.7%となっております。

以上でございます。

（小泉）これ完成予定としては、道路と一緒に管を埋めていくと思うのですけれども、家が建つ前に道路を造って整備していくと思うのですけれども、その完成予定は何年の予定なのか、予定を伺いたいと思います。

（上下水道部参事兼下水道課長）区画整理事業の未定箇所を除きまして、現在のところ、汚水整備が令和10年度、雨水整備が令和8年度の完成見込みとして今考えております。

以上でございます。

（小泉）そうしたら次、ちょっと戻りまして23ページの内水ハザードマップ作成業務委託の件なのですけれども、これ令和3年10月に作成していると思うのですけれども、今回短期間でまた次の内水ハザードマップを作成するになった背景をちょっと教えていただければと思います。

（下水道課副参事）お答えいたします。

現在の内水ハザードマップは、地盤高データを基に簡易浸水シミュレーションを行い作成したもので、浸水深などを示していないため、水防法に適用していないものです。現在、国や県から内水浸水想定区域の想定に基づく早急な内水ハザードマップの公表を求められており、水防法等の一部を改正する法律（平成27年7月）を受けて、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年7月）が施行されたことに伴い作成するもので、地盤高のほか、既存の水路や降雨量データによる浸水シミュレーションを行うことで、想定される最大規模の雨水での内水浸水状況を示すものとなります。

以上でございます。

（小泉）最後に、そうしたらいろいろなシミュレーションをしてやるものなのかなというところがあるのですけれども、令和3年10月作成のハザードマップよりは精度が上がるということによろしいでしょうか。

（上下水道部参事兼下水道課長）先ほど関根副参事のほうからご説明がありましたが、現在の内水ハザードマップにつきましては浸水深が示されておりましたが、今回作成いたします内水ハザードマップには浸水深などが示されることで、詳細な浸水情報が提供できるものと考えており

ます。

以上でございます。

（小泉）精度が上がるということによろしいですか。

（上下水道部参事兼下水道課長）はい。

（秋谷）では、ちょっと幾つか伺います。

まず、21ページから入りますけれども、他会計補助金の中の一般会計補助金のところで繰り出し基準外の補助金だという説明だったと思うのですけれども、これを入れている理由というのかな、事情をまず教えてもらえますか。

（経營業務課長）入れている理由が収支不足。使用料で事業費が賄われておりませんので、基準外ということで、一般会計と協議をして入れさせていただきます。

以上です。

（秋谷）雨水の部分というのは、その上の一般会計の負担金のほうで処理費が入っているではないですか。つまり雨水以外、雨水の部分というのはちゃんといただいているけれども、まだ下水道事業自体は採算が合っていないから、まだ先行投資の部分が多いから、繰り出し基準外を入れてもらっていたという理解でいいのでしょうか。

（経營業務課長）ちょっと暫時休憩よろしいでしょうか。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後4時55分）

（開議 午後4時55分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（経營業務課長）まず、20ページを見てちょっとお示ししながら説明をしますと、20ページの2番の他会計負担金2億6,700万というのが、これは完全な雨水の維持管理と借金をしてつくって、減価償却費とか利息が入っております。それで、2番の営業外収益の2番の他会計負担金1億1,200万というのが、これが鴻巣市の場合、分流式の下水道ということで、その部分については下水道課長に詳しいところで説明しますけれど

も、いわゆるうんちを流す管と雨水を流す管を別々に分けてやっておりますので、費用が割高になります。その部分については、雨水とは別に 2 番の他会計負担金ということで 1 億 1,200 万、それ以外にもあるのですが、主なものとしては分流式の雨水管にうんちを入れないで、別々に分けてパイプを入れていますので、その部分の経費ということで、負担金ということで、これは割高になっている部分ということで、これは市が負担すべきだろうというところが他会計負担金で、3 番の他会計補助金は、これは完全に 3 億円ほど料金収入をもらっておりませんので、先行投資という過去の歴史的な経緯もあるかもしれません。これまでも料金値上げを上げてこなかったという歴史的経緯もあると思います。単純な 3 億 7,800 万ということで、これは本来お客様からもらうべきところを税金で穴埋めをしているというところでございます。

以上です。

（秋谷）次のページで、22、23 のところで、その内水浸水想定区域図のところのお話なのですが、6 年度の新規事業云々の説明会のときに、この業務委託の目的であるとか内容とか出ているので、それを見て今聞いているのですけれども、この浸水シミュレーションの概念図というものが、国交省だと各マンホールに雨水が入る想定をしているのですけれども、本来汚水のほうに雨水を入れていいという話はないですね。この想定図だと、汚水の中に雨水を入れて、そこが出た部分が低いほうに行って、またそっちに入るみたいなシミュレーションの概念図が出ているのですけれども、これってどういうことなのでしょう。

（上下水道部参事兼下水道課長）基本的に汚水の中に雨水を入れてはいけないというふうに考えておりますけれども。ちょっとお待ちください。すみません。

（ちょっと休憩しての声あり）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 4 時 59 分）

（開議 午後 5 時 00 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（上下水道部参事兼下水道課長）すみません。基本雨水のマンホールから、穴とかから雨水が入り込んでも特に問題はありません。

（秋谷）27ページの下水道事業の経営戦略見直し業務委託料のところで伺いますけれども、どういった見直しをするおつもりなののでしょうか。

（経營業務課長）経営戦略の見直し業務委託なのですけれども、作成してから5年間経過しました。まずは、これまでの振り返りを行いまして、策定当時できていなかった計画もございます。5年前と今ですと若干、大きな社会情勢の変化はございませんが、そういった部分、経済環境、社会環境の変化に5年間を振り返って修正をするのとともに、人口減少と施設の老朽化という大きな課題がございますので、今後5年間の財政シミュレーションを行い、今後の下水道事業についてどういう状況であるかというものはっきり示させていただくという業務委託になります。

以上です。

（秋谷）あと、33ページの工事請負費のところ、先ほど下水道污水管渠整備工事、あとは污水、雨水の管渠築造工事のところ、中山道の工事に係る部分と、あとは駅前、停車場線か、あとは北新宿のほうで污水、雨水のお話がありましたけれども、6年度で要は暫定逆線引き地域、要は旧大間であるとか、原滝、あとは小松、松原か、あちらのほうで下水管を新設するお考えというのはちょっと耳にしなかったのだけれども、そういうお話はないのですか。

（上下水道部参事兼下水道課長）旧の暫逆地域の中で、大間地区にしましては、今年度に設計業務委託を発注いたしまして、ただそのエリアにつきましては上尾道路の絡みがございまして、今回占用位置とか協議をいたしまして、ちょっと整備が、上尾の進捗分からないので、いつになるかまだ確定はしておりません。ただ、占用位置についても協議をしておかないと、他の占用者も当然いますので、そういった観点から、今年から設計を行ったという実績はございます。ただ、施工時期については、先ほど申し上げたようにまだ確定はできておりません。そのほかの

地区の暫逆の地区につきましては、現在のところ、何年度に整備という計画はまだできておりません（令和6年3月11日開催令和6年3月定例会まちづくり常任委員会「大間・滝室地区以外については、未整備の都市計画道路除き、整備済みとなっております」に発言訂正）。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第48号 令和6年度鴻巣市公共下水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 令和6年度鴻巣市農業集落排水事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（秋谷）今回この農業集落排水事業を企業会計にするわけなのですが、当初特別会計から企業会計に何ですのかという問いに対して、要はその会計自体が見える化するのだという説明だったと思うのです。それで、では実際にこういう予算書ができてみて、どのように見える化できたという、あるいはその見える化によってどういう実態が浮かび上

がったということが分かりますでしょう。

（経營業務課長）まず、見える化ということで委員のほうでご質問がありました。まず、14ページの貸借対照表に、まずこれは一般会計にはないものが資産という形で、21億の資産ということでまず明らかになったということで見える化されたと。あともう一つ、22ページになるのですが、4番の減価償却費ということで9,500万計上されております。これは、もう皆さんご存じだと思うのですが、耐用年数に応じて費用を配分していくと。耐用年数50年であれば、50分の1して配分していくということで、まず原価計算にも十分使えるものになります。それによって、今後どれぐらいの資産をどのように更新していったのかということも明確化してきたのかなと思います。

以上です。

（秋谷）この新年度の予算だと、ほぼほぼ投資的な経費というものが無いわけですね。つまり事業として、本来一般企業の場合、ビジネスをやってもうかった、要は企業の収益、それを拡大していくための投資、なおかつ今までの負債の返済、これがうまく回っていないと、企業として健全な状態ではないと。ただ、今言ったように、例えば収益は使用料が入ってきていると。ただ、問題は投資がほぼない状態。これは一般の企業でしたら、もう拡大しない事業だと示しているようなものなのです、ある意味キャッシュフローから見ても。どうするのですか、それが分かったら。

（経營業務課長）事業拡大ができない公営企業ならではの状況なのかなと思います。水道事業も給水区域というのは決められています。北本に団地ができたから、そこにうちのパイプを延ばして給水収益を上げるということは法律上できません。農業集落ももちろんエリアが決まっています、これ以上の給水戸数を望むというのはできないのかなと思いますので、ではこれからどうするのかということになりますと、やはりしっかりと経費削減と、今後きっちり収支計画を立てて、今秋谷委員の言っていた今後の人口減少と今後発生する更新費用をどう捻出していくかというのをしっかりと検討していきたいと思います。

以上です。

（秋谷）一般会計から負担というか補助をいただいている状況自体が、もうないと回せないではないですか。だから、もう健全な状態ではないというふうに私的には見えてしまうのです。本来だったら独立採算でやるのが企業経営なのでしょうから。だから、早急に答えを出さなければいけないのではないのかなと思うのですが、今後どうなるのでしょうか、この農業集落排水事業会計は。

（上下水道部参事兼下水道課長）秋谷委員からのご質問、今後の農集ということだと思うのですけれども、令和2年度に策定いたしました最適整備構想において、各処理施設の老朽化、緊急度により、機能保全コストを算定し、更新を検討しております。その結果、4処理施設の40年間の建設コスト、維持管理コストを平準化いたしまして、また日常的な維持管理及び適切な時期に修繕を行うことで、施設の長寿命化、延命化を図っております。今後そういったことですので、管理施設を減らすことなどによりまして、維持管理費用等さらなる削減を図るために、再編整備計画を立てております。その再編整備計画につきましては、それを実施した場合、今後公共下水道への接続費用が必要となるため、一時的に建設費が増加いたしますが、その後の維持管理費が大幅に削減できるということになっておりまして、今現在そういったことで平準化を行いまして、各修繕といったものを平準化、ならした形で延命治療を行っていく中で、先ほど申し上げた公共下水道の接続ということもございまして、今現在関係機関、財産処分等のこともございまして、協議を進めております。

それから、先進市であります、ここに一番近い深谷市のほうがもう既に農業集落排水を公共に切り替えている事例等がありますので、先進市のほうに行って、そちらの深谷市さんのほうで当時抱えていた問題、そういったものをお聞きしまして、それをうちのほうでも整理いたしまして、今後公共下水道の接続に向けた準備を行っていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第49号 令和6年度鴻巣市農業集落排水事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして、まちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後5時31分）